

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 6 年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 令和 6 年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 令和 6 年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第 6 号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）
 - 専第 7 号 令和 7 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 43 号 東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 44 号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について
- 日程第 13 議案第 45 号 東白川村立義務教育学校の設置に関する条例について
- 日程第 14 議案第 46 号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 47 号 令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 48 号 令和 7 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 49 号 令和 7 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 50 号 令和 7 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 51 号 令和 7 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 52 号 令和 7 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 53 号 財産の取得について
- 日程第 22 同意第 3 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 発議第 1 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について
- 日程第 24 認定第 1 号 令和 6 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 2 号 令和 6 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 3 号 令和 6 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 4 号 令和 6 年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 5 号 令和 6 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 6 号 令和 6 年度東白川村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 7 号 令和 6 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	今 井 竜 生	総 務 課 長	伊 藤 秀 人
総 務 課 課 長	神 戸 正 紀	村民福祉課長	安 江 真紀子
村民福祉課課長	桂 川 のぞみ	村民福祉課課長	安 江 由 次
産業建設課長	今 井 信 和	産業建設課課長	辻 普 稔
教育課長補佐	今 井 宣 之	診療所事務局長	若 井 純
会 計 管 理 者	田 口 こず江	監 査 委 員	安 江 裕 尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	河 田 孝
------------------	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江健二君）

ただいまから令和 7 年第 3 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番 安江真治君、7 番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江健二君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 12 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 12 日までの 9 日間に決定をしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江健二君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和 7 年 9 月 4 日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江真治。

例月出納検査結果報告。

令和 7 年 5 月分、6 月分及び 7 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 令和 7 年 5 月分、6 月分及び 7 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和7年6月25日、7月25日及び8月26日。

3. 検査の結果 令和7年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江健二君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和6年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（安江健二君）

日程第4、令和6年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

令和7年9月4日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村長。

令和6年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による令和6年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が出資している法人の経営状況について毎事業年度議会に報告することとなっております。東白川村が出資しています第三セクターの経営状況について報告するものです。

提出資料につきましては、議会全員協議会及び株主総会の場で提出し、説明をさせていただきましたので、本日は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和6年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎令和6年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（安江健二君）

日程第5、令和6年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告についてを行います。

本件についての報告者の説明を求めます。

教育長 今井竜生君。

○教育長（今井竜生君）

令和7年9月4日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村教育委員会教育長 今井竜生。

令和6年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

報告を要する事項は、教育委員会事務事業の点検評価の報告であり、提出書類は、別添「令和6年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」です。

この件につきましては、先月8月25日に開催されました令和7年度第11回東白川村議会全員協議会において報告させていただきましたとおりです。

小規模の小回りのよさを生かしながら事業内容を精査し、改善を加えて、より充実した活動をしていきたいと考えております。どうぞこれからも御理解、御支援をよろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和6年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江健二君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

議員派遣の件を報告します。

令和7年9月4日、次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

東白川小学校運動会、児童の健康増進に資する。小学校、令和7年9月27日、議員全員。

森林組合との懇談会、産業の活性化に資する。森林組合、令和7年9月29日、議員全員。

岐阜県町村議会議長会定期総会・正副議長研修会、議会議員の研さんに資する。岐阜市、令和7年10月7日、安保泰男議員。

濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議、産業の活性化に資する。郡上市、令和7年10月14日、議員全員。

東京陳情、村の活性化に資する。東京都、令和7年10月27、28日の両日でございます。議員全員。

可茂地域市町村議会議員研修会、議会議員の研さんに資する。可児市、令和7年11月6日、議員全員。

東白川村二十歳を祝う会、青少年の健全育成に資する。はなのき会館、令和7年11月23日、安保泰男議員、今井美道議員。

次の議員派遣につきましては、既に議長決裁により議員を派遣していますので、読み上げませんので、後ほどお目通しください。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認をされました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定をいたしました。

これで議員派遣の件を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（安江健二君）

日程第 7、一般質問を行います。

通告者は 3 名です。

通告順に質問を許可します。

5 番 今井美道君。

〔5 番 今井美道君 一般質問〕

○5 番（今井美道君）

通告に従いまして、2 つの質問をさせていただきます。

初めに、村長の出处進退と令和 8 年度の予算について質問をさせていただきます。

「いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に 豊かな村民の暮らしがある そして東白川村は次の未来へ！」と村長の村の将来像が掲げられた第六次総合計画が策定され、令和 5 年度から前期・後期合わせて 8 年間でスタートし、3 年目の半ばも過ぎてまいりました。この計画は、今井村長の下、職員の方々の英知を結集して作成されました。計画の冒頭でも村長も述べられていますが、昭和 14 年の 5,283 人をピークに人口減少が進んでいます。村を支えてきた水稲、茶業、林業は苦戦が続いています。

こうした中、計画の中にある施策では成果の見えてきたもの、これから芽の出るのを期待するものなどがありますが、第六次総合計画に沿った形で、また時代に合った変更点を加えることで東白川村の持続的な将来があると考えます。

さて、今井村長が 3 期目の 4 年間の村民の負託を得られ、村政に邁進され、精力的に公務をお努めいただいていることに敬意を申し上げます。村長の任期も残り半年ほどになりました。この記録的暑さの夏が終わると、職員の方々が村長の予算編成方針の下、通常の業務に併せ、令和 8 年度の予算編成作業に取りかかっていたかどうかになると思いますので、村長が来年度の出处進退をはっきりとお示しいただくことによって、来年度予算編成への思いや責任の在り方が明確になってくることは明らかなので、出处進退と第六次総合計画を踏まえた 8 年度の予算に対するお考えをお聞かせください。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをいたします。

来年、令和8年4月22日をもって私の任期が満了いたします。これを受けて、私の進退について御質問をいただきましたので、私の決意を表明させていただきます。

私は、村長を拝命してから、いまだ途中ではございますが、3期12年間、村民の皆様、議会の皆様、そして職員各位のそれぞれの立場での大きな御理解と御尽力を受けて、議論すべきところはしっかりと議論し、第5次総合計画、第6次総合計画、東白川村地方創生戦略を柱に様々な施策を積極的に実行してまいりました。あわせて、3期目の大きな課題であった新型コロナウイルス感染症対策についても、しっかりと対応できたと自負をしているところであります。

これらの思いを熟慮した上で、熟考した上で、今回私に与えられた任期があと半年となろうとしているこの時期に、出处進退について決断すべき時期であると考え、以下御説明します考えに立って、次期村長選挙には出馬しないことを決意いたしました。

私は、この3期12年間の任期期間中の職務について、行政課題が山積する中で、完璧ではないものの全力投球してきたつもりであります。もちろん冒頭申し上げたとおり、私一人の力では到底なし得ないことであり、村民の皆様、議会の皆様、そして職員各位の絶大なる御理解と御協力の下、大過なく任期を全うできそうであり、このことに改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。やり残したことはないとは言いきれませんが、一定の評価をいただけるのではないかと考えております。

しかし、4期目を務めるという仮定の想像をしたときに、4年後には私は79歳となり、能力や健康面で、その重責を全うできるかどうかについて一抹の不安を持ったところが正直なところでございます。これが1つ目の理由でございます。

次に、村政を預かる者として、村政が遅滞なく、持続性をもって継続できる状況を担保することこそが、現職を預かる者の最大の責務であると考えております。言葉を換えれば、後進が活躍できる機会と時間を提供することも現職村長の責務であると考えているということでございます。続投を望む声も多くの方々からお聞きし、大変ありがたいことだと感じておりますが、変わらずに御支援をいただいていた私の後援会の皆様のご了承も得られましたので、この決意に至った次第であります。

今後は、残された半年間という任期を全力で全うすることと、改選期が4月でございますので、令和8年度の予算、人事について責任を持って編成する所存ではありますが、令和8年度予算については、骨格予算とはいかないまでも新規事業等は極力抑えて、新体制がその特色を生かせるよう、継続事業を中心に予算編成をしてまいりたいと考えております。

最後に、4月に行われる村長選挙、村議会議員選挙に向けて、村民の皆様の審判を受けるべく、活発な活動、意見交換等が行われ、しかるべき新体制が誕生し、遅滞なく村政が推進されますことを願いつつ、私の決意表明といたします。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

村長のこの12年間の取組や思い、また東白川村への郷土愛、まだまだやり尽くせない現状など多くをお伺いいたしました。今回は出処進退を伺いましたので、その部分には意見するものではございません。先ほども申しましたように、この定例会、暑い夏が終わりますと、予算編成方針を策定される季節になりますが、来年度以降も東白川村の豊かな自然と人々の暮らしを守るとうたわれた第六次総合計画が遅滞なく進むように、また実質公債費比率などが健全な状態で東白川村の事業が発展する予算計画をお願いいたします。

次に、通告2の東白川村職員育成方針についてを質問させていただきます。

まずは、ホームページなどで公表されている東白川村人材育成方針についてお伺いをいたします。

「村民に求められる職員を目指して」と記された表題で平成23年3月に作成された東白川村人材育成方針の中に、人材育成は、中長期的な視点に立ちながら計画的かつ総合的な取組を行っていくことが必要ですとあります。この3月、多くの幹部職員の昇格・異動がありました。なかなか職員採用は思ったようにいかないことも理解できます。また、こうして議員として職員の皆様と接する機会が日々ありますので、職員の方々が村民の皆さんのために様々な業務や職場を経験し、日々の課題の解決に取り組んでいただいていることを理解している前提でお伺いをいたします。

この東白川村人材育成方針はどういった場面で使用されるのか、また平成23年以降、改定または変更がなされてきたのかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

失礼します。

今井議員の御質問にお答えをします。

まず、どういった場面で使用されるかの御質問についてお答えをいたします。

東白川村人材育成方針は、村の将来を担う人材を計画的かつ地域の実情に即して育成するための基本的な枠組みとして機能しています。村政の各局面を横断して活用されることを想定しています。年度の予算編成と事業計画、行政組織内部の人材育成、組織力強化の指針など、村政のあらゆる場面で共通の基盤となるものであり、地域の持続的な発展と住民サービスの質の向上を実現するための指針として機能しています。

活用方法としては、行政運営の場面での活用が上げられます。村の事業の企画・実施時には、必要となる人材を事前に整理しながら人事異動の際の参考としています。

次に、改定されているかの点については、この人材育成方針が初めて策定されたのは平成15年であり、その後、美濃加茂市との合併協議が破綻し、行財政を取り巻く環境が大きく変化した平成16年以降、時代も大きく変化したことにより、平成23年3月に改定し公表したものであります。以来、この方針に基づいて人材育成を図っており、改定から14年たった現在でも十分に通用する方針であることから、その後の改定は行っておりません。ですが、デジタルやA I の分野は日々進化し続け

ていることから、そういったデジタル人材の育成方針の重要性も明記する必要があると考えてはいます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

この人材育成方針の策定由来、意図する部分は分かりました。

課長の答弁で触れられておりましたけれども、平成9年に総務省が地方公共団体に宛てて、基本方針を策定する際に留意・検討すべき事項を指示する指針を策定しました。令和5年度時点で、地方公共団体の95.6%がこれを作成されていると公表されております。途中の改定率は57.8%とされております。

令和5年12月には、現行の指針を全面的に改正し、各地方公共団体が基本方針を改正する際の新たな指針というものが公表されております。この新たな指針の大きな異なる部分は、人材育成やあべき姿のみならず、人材の確保、デジタル人材の育成・確保が大きく示されております。総務省の指針は期限が切られているわけではありませんが、やはり人材確保などの中長期的な方針を描くことにより、短期的な手法や継続的な職員配置などを考える上では非常に重要と考えますので、新たな指針に沿った人材育成・確保基本方針に改定されたほうがよいのではないかと考えますので、重ねて申し添えさせていただきます。

この方針の中では、職員研修基本方針として、新時代の人材育成として自己啓発を求める部分と併せて職員研修プログラムというものも公表されています。プログラムの説明と、職員が昇格等あった場合、必須であるのか、また必須であるとされている項目は全て達成されているのかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

今井議員の御質問にお答えします。

職員研修基本方針は、新時代の人材育成を見据え、職員自らの自己啓発を促す姿勢を基本に据えつつ、組織としての能力向上を確実に進めるため、職員研修プログラムを公表して透明性と公平性を確保するものです。公表されているプログラムは、対象者、育成ポイント、習得順位、内容等を整理したもので、全職員が研修を図れるよう設計をされています。

プログラムの内容について申し上げますと、自己啓発を核としつつ、職員一人一人の成長段階に応じた学習機会を組み合わせる体系的な研修構成を基本としています。

必須であるのかという点については、現状の運用としては、市町村研修センターを活用した研修を全職員に適用しています。新採職員には新規採用職員研修、係長級は係長級職員研修とフォローアップ研修、中堅職員には中堅職員研修、もちろん課長級には課長級職員研修といったプログラム

があり、昇格した年度に対象者に受講させています。万が一、対象年度に受講できなかった場合は翌年度に再度案内し、受講を義務づけております。

市町村研修センターでは、必須研修以外にも様々な職員研修プログラムの案内が届きますので、その折々、職員には研修案内を提供し、自己啓発の機会を提供しています。職員研修基本方針に基づくプログラムは、自己啓発と体系的研修を両立させるもので、公表を通じて職員が自らの成長機会を把握できるようにしています。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

職員研修プログラムの内容であるとか、達成状況とか、詳細がよく分かりました。

このほかに、東白川村の各種事業が進むために必須であるとか、かなり重要な資格とか講習、今の部分は恐らく自己啓発を中心としたというお話でしたので、これ以外にかなり重要な資格や講習の受講、例えば教育委員会の事業運営、水道事業の事業運営、村で使われている防災無線なんかがちょっと思い浮かぶわけですが、こういったものがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

御質問にお答えします。

まず無線の免許ですが、村には防災行政無線が設置されており、防災無線で放送を行う場合には、電波法に基づき総務大臣の免許を受けた無線従事者である必要があります。本村には現在 2 名の有資格者がおり、法には抵触しておりません。施設に 1 名の有資格者がいれば問題ありません。

次に、教育委員会において、教育指導主事を必ず置かなければならないという義務はありません。法では、教育委員会事務局に指導主事を置くことが定められていますが、実際には置いていない市町村もあるとのこと。本村では、県から教育主幹が派遣されておりますので、何ら問題はありません。

一方、社会教育主事につきましては、市町村には必ず置かなければならないと規定をされておりますが、現状は本村の教育委員会には置かれておりません。統計上ではありますが、全国の教育委員会では社教主事の設置率は 4 割程度とのこと。今後、資格取得するよう努めてまいります。

次に、水道技術管理者は、水道施設を設置し、操作する市町村には絶対に必要な資格でございます。本村では、水道担当になった職員には資格取得のための講習に参加をさせております。

このほかにも、安全運転管理者や安全衛生、庁舎管理のためのボイラー取扱者等、法的に義務づけられている資格がありますが、担当になった職員には資格講習に参加するよう努めてまいります。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

日々、東白川村の運営のための業務には、数々の必須の資格や講習等があることも承知しました。職員の方々が様々な業務や日々の課題に取り組んでいただいて、また村民に寄り添った活動をいただいていますので、それぞれの職員の方々、こういった講習、プログラムを忙しいながらもこなしていただいて、また自己啓発に励んでいただいて、村民の方々に今以上の信頼を得られる公務を期待して、本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（安江健二君）

ここで暫時休憩といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番 今井美和君。

〔4 番 今井美和君 一般質問〕

○4 番（今井美和君）

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式にて1項目4点についてを質問いたします。ふるさと納税についてを質問いたします。

ふるさと納税とは、自分が応援したい自治体に寄附することで、実質2,000円の自己負担で所得税や住民税が軽減される仕組みです。また、寄附のお礼として地域の特産品などが返礼品としてもらえます。ポイントは、好きな自治体に寄附できる、寄附額の3割以下の価値までの特産品がもらえる、寄附金のうち2,000円を超える部分が翌年の住民税や所得税から差し引かれる。この制度で、自治体の財源を増やしているところがたくさんあります。村も現在力を入れているところですので、2年前の9月議会でも一般質問させていただきましたが、今回も質問をさせていただきます。1つ目の質問です。

寄附者が確定申告をしなくても控除が受けられるワンストップ特例制度が始まってから10年がたち、寄附が全国的に増えております。8月27日の岐阜新聞に、2024年の岐阜県42市町村のふるさと納税額の記事がありました。トップスリーは、1位、関市51億8,900万円、2位、可児市35億5,700万円、3位、高山市32億9,900万円、ちなみに最下位は坂祝町の848万円でした。村の推移をお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの今井美和議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、地域の活性化や地方創生を目的として、居住地以外の自治体に寄附を行うことで、その寄附金に対する税の控除を受けることができる制度です。本村においても、この制度を活用して地域の振興や特産品のPRに努めてまいりました。

御質問のありました本村のふるさと納税の推移についてですが、令和4年度の実績は約2,192万円、令和5年度が約5,751万円、昨年度令和6年度は約1億3,935万円となっております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

お答えありがとうございます。

年々増えていて、とても素晴らしいことでございます。2年前に同じこの質問をさせていただいたときに、来年の目標金額はと聞いたところ、1億円と村長が答えられたのをよく覚えております。有言実行ですばらしい成績でございました。この目標金額の達成の要因というのは何だと思われま

すか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの御質問のふるさと納税が増えた要因について、お答えをいたします。

東白川村のふるさと納税の寄附額1億円を目標金額に設定し、新たにふるさと納税ポータルサイトと呼ばれるウェブサイトからの寄附の受付を増やしましたので、寄附を希望される方が確実に増えたと思います。

また、目標金額の達成の大きな要因としまして、令和5年度から新たにふるさと納税事業の一部を事業者へ業務委託を始めたということで、村独自の魅力的な返礼品を拡充することができ、地域の特徴を生かした戦略の展開がしっかりできていると思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

その要因というのは分かったんです。先ほども言いました岐阜新聞に載っていた記事なんですけど、1位、2位、3位言わせてもらったんですが、東白川村は42市町村中29位という成績なんですけれども、今課長から説明がありました村に寄附を希望される方が確実に増えたということなんですけど、件数というのも載ってまして、件数にすると東白川村は13位のところにあるんですね。だから、東白川村に寄附をしたいという、金額は少ないかもしれませんが、寄附をしたいという方が

増えているという状況は今すごく分かってきております。

今、数が増えたことは分かったんですけども、何がそんなに人気になっているのかということで、村の返礼品で人気な上位商品というのを教えてもらいたいです。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問のありました令和6年度の返礼品ベストスリーですが、寄附金額では、ナラまき約200キログラムが一番の人気です。続いて、飛騨牛のロース切り落としなどで、以降は令和7年産のコシヒカリとなっております。

なお、地域の特産品の種類別では、第1位は飛騨牛で、第2位はまきとなり、第3位以降は順にお米、キクラゲ、ジュース、木工加工品が人気返礼品となっております。

参考までになりますが、人気の飛騨牛は、ふるさと納税に係る岐阜県の地域資源の認定を受けておりますので、飛騨牛の販売店は本村にありませんが、県内の全市町村が返礼品として登録することが可能となっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

やはり飛騨牛が人気商品ということで、これが県内42市町村全部でできるということなので、ここにもちょっと力を入れていってほしいなということを思います。

2つ目の質問に移ります。

ふるさと納税が注目を浴び、総務省が返礼品やポイント還元に過度な競争があった状態から、地域への応援、本来の趣旨を回復させるために来月10月から制度の改正がありますが、改正後、村のふるさと納税にどのような影響があるかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

御質問のありました、ふるさと納税制度の来月10月からの改正内容と対応策についてお答えをいたします。

総務省では、近年、返礼品やポイント還元を過度に競い合う形となったことで、その結果、本来の地域への応援という趣旨から逸脱する事例も散見されたこともあり、制度の趣旨を尊重しつつ、公平性や透明性を高め、地方自治体間の健全な競争を促進するために、大きく2つの制度改正が行われることとなりました。

1点目の改正は、募集の適正基準が強化されたことで、自治体が返礼品を提供する際の経費の使い方や宣伝方法についても見直しが行われます。過度な広告や返礼品競争が抑制され、制度本来の目的である地域への応援が重視される方向へとシフトしていきます。

2点目の改正点です。こちらは特に注目されていますが、寄附に対するポイント還元が全面禁止となります。寄附者に対する金銭的価値のあるポイントや特典の付与が全てのポータルサイトや外部サービスを通じて禁止されますので、寄附の動機となっていたポイント付与がされなくなり、ポイントを活用したい人の期待度の減少が見込まれています。

ただし、そもそもふるさと納税は、自分の生まれ故郷や支援したい自治体に対して納税という名の寄附を行う制度であります。何よりも住民税や所得税の控除・還付の対象となることが魅力となっています。また、ふるさと納税の最大の魅力は、寄附のお礼として地域の特産品が返礼品として受け取れるということです。大多数の寄附をしてくださる方は、引き続き制度のメリットを感じて寄附をしていただけるというふうに思っております。

なお、今後の対応としましては、村内各事業所の皆さんにふるさと納税の制度をよく知っていただくことで、返礼品となる特産品の充実に努めたいと思っています。また、ふるさと納税制度を通じて村を知っていただき、返礼品の質や生産者のこだわりに価値を感じていただけるような情報を発信して、本来の趣旨であります東白川村を応援したいと思っていただける制度となるように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、説明ありました。やっぱりポイントを活用したい人の期待というのが、その人たちがそこにふるさと納税をしなくなる可能性がある。寄附に対するポイント還元が全面禁止となることで、少なくとも影響があるように感じました。

それでは、返礼品の質や生産者のこだわりに価値を感じていただけるような情報の発信、村を応援したいと思っていただけるような村独自の取組というのはあるのでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

例えばですが、昨年度に寄附額が一番増えた要因である飛騨牛では、取扱事業者を1社増やすことができましたので、飛騨牛の産地として大きくアピールできたと思っております。

また、岐阜部品さんの商品である防災で利用できるマットレスの追加、また茶販売の事業者の方も1件、昨年度に新たに追加することができております。また、お墓の掃除サービスの実績も昨年度ありました。遠方であって、なかなかお墓参りに来られない方から申込みいただきまして、お墓

の掃除と献花がセットとなった返礼品サービスでございます。

いずれにしましても、東白川村ならではのあり、またふるさと納税制度を通じて村を知っていただけるような取組に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

ありがとうございます。

お墓の掃除など、東白川村ならではの返礼品という形ができていることは、とても素晴らしいことだと思います。

それでは、３つ目の質問に移ります。

クラウドファンディング型ふるさと納税の活用についてを伺います。

近年全国の自治体では、ふるさと納税を単なる寄附取得の手段にとどめず、地域課題解決型のプロジェクトとして展開するクラウドファンディング型ふるさと納税が広がっております。これは、寄附者が具体的な事業や目的に共感し、その実現を応援する形で資金を提供する仕組みであり、寄附額の増加だけでなく、地域の魅力発信や関係人口の拡大にもつながってまいります。小さな村だからこそできる心に届くプロジェクトを全国に発信するため、村としてクラウドファンディング型ふるさと納税の導入実績や検討状況はあるのか、お伺いいたします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

クラウドファンディング型は現在やっておりますが、過去につちのこフェスタで募集をしました。令和３年度に開催するつちのこフェスタへの参加券、つちのこフェスタ自体を応援するイベントグッズ、つっちーとのこりんの出張サービスを返礼品として行いました。その結果、12万3,000円の寄附金が集まりましたが、実際はコロナ禍で開催は中止となりましたので、返礼品のイベント参加券を変更して、つっちーとのこりんのグッズをお送りした経緯があります。

つちのこフェスタの場合は、過去には雨天で中止したこともありますので、寄附者の方への対応を含めて、クラウドファンディング型というのは慎重に判断する必要があると思っております。ただ、地域を応援したい、また地域に貢献したいという純粋な思いを事業に反映をさせることは必要だと思っております。

現在、歌舞伎保存会から令和８年度に開催が予定されています第50回郷土歌舞伎公演でクラウドファンディング型のふるさと納税ができないか、御相談を伺っております。内容につきましては、尾上右近氏が東白川村歌舞伎保存会の名誉顧問に就任されたことで、50周年を盛り上げるための企画としてですが、村ならではのあり、小さな村だからこそできるクラウドファンディング型ふるさと

と納税を来年度に向けて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

よいお答えをありがとうございます。

今までつっちーとのこりんグッズをつちのこフェスタで送ったりされているということで、なかなかそれ自体がちゃんとできているのか、これは結果として12万3,000円の寄附を集めたんですけども、中止となって、多分行政側がいろいろ大変だったということだと思うんですけども、ふるさと納税返礼品や魅力、リピーターの取得など一定の成果を今上げているところなんですが、寄附額は、やっぱり大都市圏とか人気観光地と比べれば規模が限られてまいります。

一方で、村にはヒノキ資源、茶畑、自然景観、地域文化、移住促進など、クラウドファンディングで共感を得やすい資源が豊富に存在しております。ぜひ今後も御検討をよろしくお願いいたします。

４つ目の質問です。

ふるさと納税制度は、全国の皆様に東白川村を知っていただくことと、返礼品として出すことで村民や企業が収入を得られ、村も財源が増えるというすばらしい制度でございます。今年度もより多いふるさと納税額を期待したいですが、村としての取組を伺います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

御質問のありましたふるさと納税制度の普及を目指した村の取組についてお答えをいたします。

まず、ふるさと納税の制度では、村の魅力を発信し、村の地域の活性化や住民、事業所の収入増加につながるということで非常に有効な制度でございます。御指摘のとおり、東白川村にとって、この制度を通じて村の特色や魅力を広く知っていただき、多くの方々から御支援をいただくことは、地域振興や財源確保に大きく寄与するものと考えております。

引き続き、独自性を持った魅力的な返礼品や地域資源を生かした戦略を展開し、ほかの自治体にはない魅力を発信する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

今、お答えをいただきました、引き続き独自性を持った魅力的な返礼品や地域資源を生かした戦略というお答えをいただいたんですけども、その取組の予定ということは何かされておりますでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

昨年度の取組としまして、商工会との行政懇談会場でふるさと納税制度の説明をいたしております。今年度はより多くの事業者の皆様にごふるさと納税制度を知っていただき、新たな返礼品を登録していただけるように、商工会の事業者向けにごふるさと納税制度の説明会を行うこととしております。

また、例えばふるさと企画では、シソジュースの「しそしそばなし」が返礼品として大変好調ですので、今年度からシソの栽培面積を増やしながら「しそしそばなし」を増産しております。こうした返礼品の供給体制もしっかり整えてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

いろいろな策を凝らして、返礼品の供給体制もしっかりされているということでございます。

昨年は約１億４、０００万というすばらしい成績でございましたが、２年前も聞きました。ずばり今年度の目標金額をお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

今年度のふるさと納税の寄附額は、目標を２億円以上としております。なお、今回の９月議会定例会で追加の補正予算を提案させていただいておりますが、今年度のふるさと納税の現状でございますが、７月末までの実績で２、８００万円を超えております。これは前年度の同時期の寄附額の２倍を超えるペースとなっております。単純計算では、今年度は昨年度の２倍ということになりますと２億８、０００万円近くということになりますが、１０月の制度改正による駆け込みの寄附がありますので、これからしっかり動向を注視する必要があると思っております。

今、いろいろ御質問や答弁の中でお話があったように、ふるさと納税額の寄附金は村の貴重な財源となります。より多くの寄附者の方々に支持されることで目標２億円を達成し、またお褒めの言葉をいただけるよう頑張りたいと思っております。引き続き関係者の皆様の御理解、御協力を賜りますよう、この場を借りてお願いを申し上げ、答弁いたします。以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

村長、2億円以上、ぜひ達成していただきたいと思っております。

制度改正、先ほども課長も村長も言われたわけなんですけれども、やっぱり10月からあるということは、今月9月がどれだけ駆け込みがあるかということでございます。できるだけ東白川村も知ってもらうのは当然なんです、いい返礼品、「東白川村」と検索して商品を選ぶわけではなくて、「飛騨牛」と検索して東白川村が出てくる今の状況でございますので、いい返礼品がたくさんできるように努力していただきたいと思います。

返礼品は、村で作ったもの、取れたものに限られてまいります。これからもっとふるさと納税を増やすには、興味を持ってもらえる返礼品、返礼品の見直し、新たな特産品の開発なども考えていただきたいと思いますし、行政だけでなく、特産品づくり、御親戚・御友人へのPRなど、村民力を合わせてふるさと納税額を増やしていけるよう、村全体で盛り上げていけたらと思っております。

返礼品のリピーター、返礼品から関係人口の創出につなげ、ふるさと納税から村を知っていただき、移住のきっかけになることもできると思いますので、今後を期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

議長のお許しをいただきましたので、公有財産売却の公平性についての質問を一問一答方式にて行いたいと思います。

前回の質問では、同じ公有財産につきましても、住民のものであろうから公益性のあるような住民活動について、ぜひともいろんな使用、使い勝手のいいようなものを主張として質問しましたが、今回は公有財産という言葉で同じような質問に思えますが、実は公有財産を今度使う側ではなくて、手放す場合につきまして、もう少しどのような形で手放しているかを確認しつつ、それに公平性が担保されているかという趣旨から質問をしたいと思います。

空き家対策として、寄附物件を希望者に売り渡す事業が展開されております。この際、まず原則としては、寄附を受け付ける段階で建物と土地がセットになっていることが条件になっております。そのために土地も建物も一旦公有財産となります。

東白川村公有財産及び債権の管理に関する規則によって、公有財産のうち、土地については金額の大小に関わらず、必ず東白川村公有財産評価委員会の審議を必要とすることが実は決められております。この規則は、地方自治法によって、村の財産は適正な対価でないと譲り渡してはいけないと定められています。そのことから、適正価格を決める手段の一つとして設けられている規則になります。

建物の場合であっても、100万円以上であればこの評価委員会の審議が必要であると定められております。もし100万以下であっても、建物の売却予定価格が30万円から100万円の間の場合は、随契ではなくて、随契というのは特定の人に幾らで売るという決め方ではなくて、一般入札によって、

そして幾らなら買ってもいいという状態の下で価格を決め、買ってもいいと言われた方に売るという一般入札という方式で、この規則の中で、規則というのは東白川村公有財産及び債権の管理に関する規則の中で定められております。この一般入札というのは、今説明したように、適正価格を決める最も正しい市場価格が一発で決まるという手段であるから決められております。

以上のことから分かるように、土地がセットになった不動産売買については、まず土地がセットでありますので、必ず評価委員会が開かれなければならないといけない。もし建物だけを売り払う場合でも、100万以上であれば評価委員会が必要である。そして、30万以上の場合は一般入札を行わなくてはならないということがお分かりになると思います。

そこで、質問になります。

東白川村公有財産評価委員会を開くことが地方自治法の趣旨に沿うこと、もしくは一般入札を行うことが地方自治法の趣旨に沿うことであろうと思われるのに、ここ数年の不動産売買が、同評価委員会が開かれないうままで行われている実態というのは問題じゃないと考えておられるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課、今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの桂川議員の御質問にお答えをいたします。

空き家バンクの事業は、令和元年度からつながるナビ事業として開始をしましてまいりました。空き家を利活用することと人口対策を目的として事業を推進しています。この頃より、移住・定住事業の事業概要や予算・決算の状況につきましては、議会全員協議会の場で説明をして事業を進めてまいりました。

事業の開始時に説明をさせていただいた内容となりますが、本事業では、売買物件は個人間による取引となりますので、公有財産にはなりません。御質問いただきました寄附物件の空き家を所有者から無償で御寄附いただく場合には、一時的に村の公有財産となります。この寄附物件の空き家は、無償で寄附の申出をいただいてから寄附採納委員会で審査をいたしますが、すぐに利活用が見込まれる物件であると判断した場合には空き家バンク物件として取り扱うために、村の所有名義に一旦いたします。その後、空き家の片づけが終わるまで数か月ほどかかりますが、空き家バンクとして登録をしまして、募集をしてから基本的には1年以内には購入者を決定して、購入した方に所有権を移転するということになっております。

なお、参考までになりますが、寄附物件の空き家は無償で譲受けをいたしますので、寄附物件の空き家を購入される方には無償で譲渡することとなり、購入した方からは片づけ費用などの必要経費のみをいただくことにしております。よって、歳入の予算科目としましては、財産収入として公有財産の売払い収入ではなく、雑収入の移住・定住空き家売払い収入として空き家の片づけ費用などをいただいております。

今回の御質問いただきました寄附物件の空き家につきましては、公有財産として売払い価格が発

生しない案件として事務処理をさせていただいておりますので、現在のところ公有財産評価委員会で審議しないという判断をいたしております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

その点は、実は議会の中でも説明を受けながらやってまいりましたが、しかしその当時問題ないと思っていっても、実は考えてみたら問題があるということに気がついた時点で、それをやっぱりそのまま見逃すわけにいかないと思って今質問を始めているわけです。

ただで譲り受けたものだから、ただで売ってもいい。一見これが正しいように思われますが、ただで譲り受けたものが、果たして適正価格がただであると安易に認められないだろうということは、例えば病院の土地は一旦ただで譲り受けております。でも、あれをどうですか、ただで譲り受けたから、ただで売却していいという判断はおかしくて、売却の際には、その土地の価格を適正に判断しなきゃいけないということで、これに気づいたことにより今回の質問を考えさせていただきました。幾らただで手に入れたものだからといって、財産価値のあるものを村が手に入れている。それをただで売却するということは安易な判断であったのではないかとということで、再度確認しております。

もう一点です。一般財産として扱いながら売却するということで説明を受けてきましたが、例えば空き家を整理するときには人件費もかかります。それから処理代もかかっております。これ、実は一般財産として扱ってはいけなくはなすです。行政財産なんです。要は、事業にのっかっている財産ですので、行政財産という判断でないと、税金を投入するという判断を議会がしたのはおかしいということになってしまいます。

ということは、一般財産と行政財産の判断も、既に税金を使いながら維持管理をしている時点で、ちょっと怪しい部分がある。そこも 1 点、今回の質問を考えさせていただきました。ただ単に、売るなどと言っているわけじゃない。行政側が一方的に値段と売り先を決めてやるというのは、民主主義の上でちょっと危険ではないかという。結果が同じであっても、やはり本来でしたら住民全員の意見を聞くべきですけど、これは代表制である議会が代表権を住民からいただきまして判断することによって、せめて議会、それから先ほど言いました東白川村公有財産評価委員会とはなっていますけれども、議員は全員参加しておりますし、役場の主立った方が参加している委員会ですので、この委員会を通すことによって、もう一度言います。結果が同じであっても、そこを通っているか、通っていないかということが住民の財産を管理する役場、そしてそれを間接的に見守る立場である議会としては、やはり手段として評価委員会というものを必ず通さなきゃいけない。

それから、先ほど課長が申しました全協で説明してあるという部分は、半分までは議会の立場を尊重していただくという意味においては非常に正しい判断だと思います。ただし、地方自治法をひもといってみますと、議会のただの判断ではなくて、議決という言葉がきちんと書いてあります。議

決をもってやるか、もしくは条例で定めなさいと書いてあります。今の場合ですと、条例にもその定めはありません。だから、議決でやる必要がある。としたら、条例の下位にある規則にのっとってやるのが地方自治法の趣旨に沿うことではないかということでもありますので、今までの問題点は、趣旨はよく分かりました。決して違法性を甘んじてやっているわけではない。ただし、気づいてしまった以上は、これから今後どうしていくかということにつきましては、ちょっと村長になるうかと思いますが、判断のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村長にという御質問でございましたので、お答えをします。

今まではこういう考え方でやってきたけれども、気づいてしまった以上は疑義があるのではないかという御質問と理解をしております。

私もそのように考えます。今回、このことの質問を受けていろいろ勉強もさせていただきましたが、移住・定住事業における寄附物件、この空き家についても、地方自治法や今御質問の根幹になっております村の公有財産及び債権の管理に関する規則の趣旨、制度設計を踏まえ、今後は改めて寄附物件を希望者に売却したいときに、競争になるのか随契になるかは金額でというのは、先ほどお示しをされたとおりでございますが、今の価格設定でいうと大体随意契約というような形になるかなとは思いますが、今後は公有財産評価委員会を開催して、委員の皆様方に御審議をいただくことにしたいと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

ちょっと村長のあれに補足を入れたいと思います。

一般入札でなくてはいけないということではなくて、実は東白川村公有財産評価委員会の中には、随契の場合における金額も委員会で決定することができると書いてあります。なので、必ずしも一般入札だけが方法ではなくて、規則に定めてあるものにのっとって評価委員会を開いてさえいただければ、随契も可能であると考えておりますので、ぜひとも評価委員会を開催することによって、村長の本来の趣旨がそのまま違法性のない状態で全うできるのではないかということを付け加えるとともに、最後にもう一度ちょっと村長に聞きたいことがあります。

村長は、最近職員の不祥事であったりするときに、いろんな形をやられるときに、やはりどんな理由があろうとも正しいことは正しいとして貫きたい。要は、利益が幾ら追求される場合であっても、利益よりも正義をぜひとも重んじたいというようなことをおっしゃってられるということをお聞きしましたが、これが本当に村長の趣旨として、利益よりも正義はしっかりと貫くべきだ

という考えをお持ちかどうかをちょっと聞きたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

正義は絶対だと思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

そのお言葉と、先ほどまでの村長の答弁とが首尾一貫性があると思いますので、どうしてもこういう村になってきますと、目先の利益というものがどうしても必要になってばたばたする、これは個人であっても同じだと思います。ただ、村の姿勢として、正義はきちんと貫かれるという村長のその姿勢、ただし、規則は必ずしも不便なものではなくて、規則にのっとってきちんとやることによって弱い人の立場を守る、それから公平性を担保するという背景がありますので、ぜひとも村長の意見とともに政治活動を行っていかれたらと思っているということを述べまして、今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

ここで暫時休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（安江健二君）

日程第8、報告第1号 令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 田口こず江さん。

○会計管理者（田口こず江君）

報告第1号 令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告

する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

次のページになります。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率。実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともになしとなります。括弧内は国の基準比率となります。実質公債費比率15.4%、将来負担比率8.6%。以下については説明を省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和6年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和7年9月4日提出。以下を省略させていただきます。東白川村長。

次のページになります。

令和6年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められますのでお願いいたします。以下は同様となりますので、説明は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

令和6年度決算に基づく資金不足比率。簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、資金不足比率は、ともに該当がありませんのでお願いします。備考欄並びに以下は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

令和6年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和7年9月4日提出。以下を省略します。東白川村長。

次のページを御覧ください。

令和6年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書。これにつきましても資金不足比率の該当がございませんので、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について及び報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件の報告を終わります。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第6号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から専第7号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの2件を専決処分により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和7年9月4日提出、東白川村長。

記1. 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第3号）（別紙）。

2. 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）（別紙）。

次のページをお願いします。

専第6号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。令和7年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,886万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,685万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和7年7月9日、東白川村長。

2、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきます、7ページをお開きください。

この専決補正につきましては、7月8日豪雨災害に係る災害復旧事業等でございます。

それでは説明をいたします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税886万円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るものです。

17款1項1目財政調整基金繰入金6,000万円の追加。災害復旧に係る財政調整基金の繰入金です。

3番、歳出。

4款1項5目環境対策費580万円の追加。環境総務費で上親田配水池管理用道路の被災による簡易水道事業会計への補助金です。

9款1項3目災害対策費16万円の追加。防災消耗品で土のう袋を1,000袋と、原材料費で土のう用の砂11トンの購入費でございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費2,425万円の皆増。次のページ、災害復旧に係る消耗品費5万円と山手頭首工ほか、計4か所の測量設計委託料2,010万円、小規模修繕等単価契約工事費として農業用非常時対応工事12件の工事費410万円でございます。

2目林業用施設災害復旧費210万円の皆増。小規模修繕等単価契約工事費として林道・作業道8路線9件の工事費200万円と、災害復旧用原材料費として路面補修材購入40袋でございます。

2項1目道路橋梁災害復旧費2,180万円の皆増。災害復旧に係る消耗品費10万円と、委託料で村道新築線、村道穴沢線の測量及び測量設計業務委託料1,100万円、小規模修繕等単価契約工事費として道路災害非常時対応工事15件の工事費、村道新築線応急仮設工事費、合計で1,070万円でございます。

2目河川災害復旧費1,475万円の皆増。災害復旧に係る消耗品費5万円と、委託料で加舎尾谷及び垂洞谷の測量及び設計業務委託料1,120万円、小規模修繕等単価契約工事費として河川災害非常時対応工事3件の工事費と垂洞谷応急仮設工事費、合計で350万円でございます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

専第7号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款第2項営業外収益、収入、補正予算額580万。

支出、第2款第1項営業費用、補正予算額580万。

第3条 予算第7条中「1億6,181万3,000円」を「1億6,761万3,000円」に改める。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和7年7月9日、東白川村長。

実施計画書をちょっとはねていただきまして、キャッシュ・フローも飛びます。

附属資料を御覧ください。

補正予算実施計画明細書、収入、第1款2項2目1節他会計補助金580万円、先ほどの一般会計からの補助金でございます。

次のページで、支出、2款1項2目15節委託料、修繕工事調査設計委託料で580万円でございます。上親田配水池の管理道路の災害に伴う調査設計委託料でございます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第6号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から専第7号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第6号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から専第7号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの2件については、原案のとおり承認をされました。

◎議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第11、議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

次のページ、東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

改め文につきましては、8月25日の全員協議会で説明済みですので、附則のみを朗読します。

附則（施行期日）第1条、この条例は令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）第2条、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和

8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の東白川村職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第3条、任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす。以上となります。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村職員の育児休業等に関する条例及び東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第12、議案第44号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第44号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例。

本文については、全協にて説明しておりますので、省略し附則のみを読み上げます。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第13、議案第45号 東白川村立義務教育学校の設置に関する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

教育課長補佐 今井宣之君。

○教育課長補佐（今井宣之君）

議案第45号 東白川村立義務教育学校の設置に関する条例について。東白川村立義務教育学校の設置に関する条例を別紙のとおり提出する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

本条例は、東白川村内の児童・生徒を就学させるための必要な施設として義務教育学校を設置することを指定するものでございます。

前回の全員協議会において説明をさせていただきましたので、朗読は省略をさせていただき、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則（施行期日） 1. この条例は令和9年4月1日から施行する。ただし、第2項の規定は公布

の日から施行する。

(準備行為) 2. 東白川村立東白川学園の設置のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の廃止) 3. 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例は、廃止する。以上でございます。

○議長(安江健二君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 東白川村立義務教育学校の設置に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村立義務教育学校の設置に関する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第46号から議案第52号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(安江健二君)

日程第14、議案第46号 令和7年度東白川村一般会計補正予算(第4号)から日程第20、議案第52号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算(第1号)までの7件について、補正関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤君。

○総務課長(伊藤秀人君)

議案第46号 令和7年度東白川村一般会計補正予算(第4号)。令和7年度東白川村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,540万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,225万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正) 第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和7年9月4日提出、東白川村長。

2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正を省略させていただき、6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

(追加) 事項、期間、限度額の順に読み上げさせていただきます。

統合型支援システム初期構築委託業務、令和8年度から令和8年度まで、189万9,000円。

この債務負担行為補正については、6月議会定例会で校務支援システムの補正予算をお認めいただいたものですが、2年間の継続事業のため、県から債務負担の議決を得るようにとのことでしたので、今議会に上程するものでございます。以上です。

次のページをお願いします。

第3表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後が同じ内容のため省略させていただき、変更点のみ御説明をいたします。

起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額6,520万円を変更後限度額5,960万円に560万円引き下げます。ハード事業の一次協議で減額されたことによる変更です。以上です。

9ページ、10ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、11ページからお願いをします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税4,357万6,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

11款2項2目総務費負担金1万円の追加。滞納繰越分のインターネット加入者負担金です。

12款2項4目衛生費手数料1万2,000円の追加。2年に1回更新の一般廃棄物収集運搬等許可手数料でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金4万2,000円の追加。前年度精算による介護保険低所得者保険料軽減分でございます。

2項2目総務費国庫補助金1,928万4,000円の追加。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で調整給付金事業の定額減税不足額給付金と、全協でも御説明申し上げましたCATV利用料、水道使用料、保育園・小学校・中学校の給食費に充てるものでございます。

3目民生費国庫補助金260万6,000円の追加。住民福祉費補助金252万4,000円は、令和8年度スタートの子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備に係る補助金で、後期高齢者医療システム改修費分でございます。保健福祉費補助金8万2,000円は、障害福祉サービスの制度改正に伴うシステム改修分で事業費の2分の1でございます。

14款 1 項 3 目民生費県負担金 2 万1,000円の追加。前年度精算による介護保険低所得者保険料軽減負担金です。

2 項 2 目総務費県補助金 8 万9,000円の追加。岐阜県空き家総合整備事業補助金で、D I Yワークショップに係る補助金でございます。

3 目民生費県補助金 1 万8,000円の追加。精神障害者小規模作業所等交通費助成事業補助金は、対象者の交通費補助でございます。

6 目農林水産業費県補助金10万6,000円の追加。農業用施設等災害対策事業補助金で、雪害を受けた生産者への補助金でございます。

7 目商工費県補助金178万9,000円の追加。地域おこし協力隊定住促進補助金 5 万5,000円は協力隊の住居移転に伴う補助金です。清流の国ぎふ移住支援補助金26万6,000円は、県の事業終了により皆減でございます。岐阜県市町村支援補助金は、神付の寄附住宅のゲストハウスリフォーム補助金で限度額200万円でございます。

3 項 2 目総務費県委託金3,000円の追加。農林業センサス委託金でございます。

16款 1 項 2 目指定寄附金 1 億4,100万円の追加。全員協議会で御説明申し上げましたふるさと思いやり基金指定寄附金は 1 億4,000万円を追加し、目標額を 2 億4,000万円に設定をします。商工振興費の指定寄附金100万円でございます。

17款 1 項15目ふるさと思いやり基金繰入金 1 億3,900万円の追加。基金へ積み立てたふるさと納税を当初予算で事業化されています公共交通事業、行政情報化推進費、官民協働のむらづくり体制事業、日本で最も美しい村推進事業、ほか37事業の執行のため繰り入れるものでございます。歳出予算では、特定財源のその他欄に計上されますが、特に御説明を申し上げなかったその他財源については、ふるさと思いやり基金繰入金であると御理解くださいますようお願いをいたします。

2 項 5 目介護保険特別会計繰入金211万7,000円の皆増。介護保険の地域支援事業分の前年度精算繰入金でございます。

6 目後期高齢者医療特別会計繰入金11万7,000円の追加。広域連合負担金償還金でございます。

19款 4 項 4 目雑入121万3,000円、美しい村襟章販売代3,000円と村誌販売収入3,000円は購入者がいましたので補正でございます。後期高齢者医療給付費負担金過年度精算還付金43万1,000円、空き家売却収入72万円は、寄附物件 3 戸の売却収入でございます。子育て短期支援利用料 5 万6,000円は、施設をショートで利用する場合の本人負担分です。

20款 1 項 6 目農林水産業債560万円の減額。中山間地域総合整備事業で、事業料の減に伴う減額でございます。

○議長（安江健二君）

すみません、説明中ですけど、歳入のところで一旦切りたいと思います。

暫時休憩に入ります。よろしくお願いします。

午前11時43分 休憩

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

一般会計補正予算、歳出を説明させていただきます。

15ページをお開きください。

3. 歳出。

2 款 1 項 1 目一般管理費 1 億9,286万2,000円の追加。総務一般管理費は 1 億9,173万4,000円でございます。職員超勤手当150万円のほか、施設修繕料で庁舎非常用発電機のバッテリー23万4,000円と、ふるさと思いやり基金積立金 1 億9,000万円でございます。公共交通事業は112万8,000円でございます。消耗品費で冬タイヤ代52万8,000円と、修繕料は 7 台分の車検代等で112万8,000円、特定財源の2,687万5,000円につきましては、財源補正でございます。

5 目財産管理費 9 万9,000円の追加。行政情報化推進費は、特定財源の財源補正でございます。総合行政情報システム運営費 9 万9,000円は、国民年金システム改修委託料でございます。

6 目、企画費一般32万8,000円の追加。全協で御説明申し上げました D I Y ワークショップ事業で、消耗品費で床板、断熱材等の消耗品費30万円と、役務費は 1 日保険料 2 万8,000円でございます。官民協働のむらづくり体制構築事業48万6,000円と日本で最も美しい村推進事業 7 万2,000円は財源補正でございます。

次のページ、10目地域情報化事業費 5 万円の追加。C A T V 一般管理費、職員の超勤手当、特定財源249万9,000円は C A T V 利用料へ充当するため、国庫補助の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で財源補正でございます。

12目地方創生事業費115万9,000円の追加。【地方創生】地方版総合戦略推進事業で来年度から第 3 期計画が始まるため、その必要経費で皆増でございます。報償費は、有識者会議委員謝礼で16万、旅費は有識者委員費用弁償で 1 万円、需用費は弁当・茶等購入費で6,000円、委託料は総合戦略改定支援業務委託料で97万9,000円でございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業、公の施設等省エネ化事業は財源補正です。

14目物価高騰対策費1,691万8,000円の追加。【重点支援】調整給付金事業（給付金・定額減税一体支援）、役務費は郵便料で 4 万8,000円、補助金で定額減税補足給付金（不足額給付）171万円で、昨年と今年度の給付金で昨年度は概算でお支払いをしており、今年度は確定額の不足分を給付いたします。【重点支援】水道使用料金支援事業、水道基本料金 5 か月分の補助金で1,110万円の追加でございます。もう一つ【重点支援】子育て世帯給食費支援事業、役務費は郵便料で10万円、補助金は保育園・小学校・中学校の給食費補助で396万円でございます。以上 3 事業の特定財源は、国庫補助の物価高騰対応重点支援地方創生交付金でございます。

2 項 1 目税務総務費45万円の追加。職員の超勤手当でございます。

2 目賦課徴収費20万円の追加。法人住民税還付金償還金でございます。

5 項 1 目統計調査費4,000円の追加。農林業センサスの調査票等を県へ送付する郵便料の追加で、特定財源は県補助金でございます。

3 款 1 項 1 目住民福祉費992万3,000円。住民福祉費一般で19万6,000円、こちらは職員手当で職員 1 名分の扶養手当、期末手当、児童手当でございます。遺家族等援護事業720万2,000円、全協で御説明申し上げました平和祈念館遺品仮展示室改修事業費でございます。消耗品はマネキンの購入で50万円、工事請負費ははなのき別館情報室改修工事費420万2,000円、備品購入費は展示棚の購入費用250万円です。合わせて503万円の財源補正を行います。後期高齢者医療費252万5,000円、後期高齢者医療システム改修に伴う繰出金で、特定財源は国庫補助金でございます。

2 目福祉医療費1,267万5,000円は財源補正でございます。

3 目保健福祉費2,068万7,000円の追加。介護保険特別会計繰出金で 8 万5,000円、保険料軽減分の前年度精算返還金でございます。特定財源は、国・県分の前年度精算金でございます。保健福祉費一般2,040万円、職員の超勤手当40万円と補助金2,000万円は全協で御説明申し上げました社会福祉協議会への補助金でございます。障がい者福祉一般433万1,000円は財源補正でございます。障がい福祉サービス事業20万2,000円、委託料16万5,000円は障害福祉管理システム改修業務委託料でございます。補助金 3 万7,000円は精神障害者小規模作業所等への交通費助成金でございます。福祉生活支援事業 6 万5,000円は財源補正でございます。

4 目老人福祉費、老人福祉費一般と神戸交流サロン運営事業、五加交流サロン運営事業は財源補正でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費56万5,000円の追加。児童手当交付事業5,000円、前年度実績による特例給付費等交付金の返還金でございます。子育て支援総合推進事業11万円、委託料で子育て短期支援事業の追加と財源補正でございます。子育て支援室運営事業45万円、職員の超勤手当でございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費45万円の追加。保健衛生総務費一般で、正職員と会計年度任用職員の超勤手当です。

2 目予防費17万1,000円の減額。予防接種事業24万3,000円の減額、新型コロナワクチン予防接種費用助成費確定による減額と財源補正でございます。未熟児養育医療事業 7 万2,000円、前年度実績による未熟児養育医療費の国庫と県負担金の返還金でございます。

健康増進事業25万1,000円と人生100年時代健康増進事業108万6,000円、3 目の母子健康センター費の母子保健事業73万円は財源補正でございます。

5 目環境対策費93万1,000円の減額。環境総務費は人事異動に伴う人件費の減額で、簡易水道事業会計補助金への減額でございます。自然保護事業73万円は財源補正です。

6 目廃棄物対策費408万7,000円の減額。一般廃棄物対策事業と産業廃棄物対策事業費は財源補正でございます。産業廃棄物対策事業の特定財源 1 万2,000円は、収集運搬等許可手数料でございます。生活排水対策事業は人事異動に伴う人件費の減額で、小規模排水事業会計補助金の減額です。特定財源1,667万円も合わせて財源補正を行います。

6款1項3目農業振興費17万8,000円の追加。園芸振興対策費25万円は財源補正でございます。農業振興費各種補助金17万8,000円、今年2月の雪害による大明神地内トマトハウス倒壊の災害復旧補助金2名分でございます。特定財源は、県補助金と合わせて財源補正を行います。茶業振興対策事業と持続可能なネットワーク事業は財源補正でございます。

4目農業構造改善事業費15万円の追加。公園化構想推進事業で、はなのき公園の浄化槽ブロー経年劣化に伴う修繕料と合わせて財源補正を行います。

5目山村振興事業費24万2,000円の追加。山村振興事業費一般で、白川茶屋の非常口誘導灯設置修繕料の追加と財源補正でございます。

6目は畜産業費、畜産振興事業157万5,000円は財源補正でございます。

7目農地費100万2,000円の追加。農地総務費で、会計年度任用職員の超勤手当と、委託料は測量設計業務委託料49万2,000円と平集落道分筆登記委託料50万円でございます。

2項2目林業振興費176万3,000円の追加。一般林業振興費423万1,000円は財源補正でございます。危険木除去事業108万3,000円、委託料で大明神地内の危険木除去委託料でございます。議会運営委員会の折に、特定財源は森林環境譲与税基金繰入金と御説明申し上げましたが、ふるさと思いやり基金の誤りでございました。最終的に、森林環境譲与税基金繰入金を充当します。有害鳥獣捕獲事業241万8,000円は財源補正です。村有林管理事業68万円、原材料費で村有林内の橋梁修繕の材料費でございます。

7款1項2目地域づくり推進費9,627万7,000円の追加。東白川つながるナビ事業418万9,000円でございます。神付で御寄附いただきました住宅をゲストハウスへリフォームするための設計管理委託料99万円とリフォーム工事費394万9,000円。負担金は、ふるさと回帰支援センター負担金と県の清流の国ぎふ移住支援事業が終了により80万円の皆減でございます。特定財源は、岐阜県市町村支援補助金と基金繰入金でございます。

地域産業活性化対策事業1,110万8,000円。委託料は、ふるさと納税想定寄附額増加に伴う地域産品活性化コンサルティング委託料910万8,000円でございます。補助金は、神付で不動産業を開業する方と大沢で美容院を開業される方へ2件分で200万円、特定財源は商工振興費指定寄附金でございます。

ふるさと納税事業8,087万円。報償費はふるさと納税還元記念品で4,200万円、印刷製本費ははがき・封筒代で45万円、役務費は郵便料・宅急便料金のほか、寄附金クレジットカード決済手数料で2,134万円、委託料はふるさと納税事業業務委託料308万円、使用料はふるさと寄附金受付決済システム使用料1,400万円でございます。

地域おこし協力隊定住促進事業11万円。元協力隊の住居移動による補助金で、特定財源は県補助金でございます。

8款1項1目土木総務費179万9,000円の追加。土木総務費一般40万円は職員の超勤手当です。官民協働の地域づくり支援事業139万9,000円、自助努力による地域づくり支援事業補助金は、親田から要望のありました井の平墓地整備補助金です。特定財源につきましては基金繰入金でございます。

2 項 1 目道路橋梁維持費247万6,000円の追加。道路橋梁維持事業、委託料は村道鈴原線未登記用地分筆登記委託料で47万6,000円、工事請負費は小規模修繕等単価契約工事費200万円です。合わせて725万9,000円の財源補正を行います。

9 款 1 項 2 目消防施設費110万5,000円の追加。消防施設管理費、消耗品費はA E D 8 台分のバッテリーと除細動パッド購入費で11万2,000円、修繕料は消防ポンプ 2 台とポンプ自動車の給水電磁クラッチの修繕で99万3,000円でございます。

3 目災害対策費69万円の追加。修繕料で防災行政無線のU P S、無停電装置でございますが、これの修繕です。合わせて174万3,000円の財源補正を行います。

10 款 1 項 2 目事務局費121万5,000円の追加。教育委員会事務局費は、人事異動による給料、職員手当の増減でございます。

27ページから28ページになりますけど、2 項 1 目の学校管理費、2 目の教育振興費、3 項 1 目の学校管理費、2 目の教育振興費、4 項 1 目の社会教育総務費、2 目の公民館費は基金繰入金の財源補正でございます。財源補正と申し上げましたものは、歳入のほうで説明申し上げましたふるさと思いやり基金繰入金でございます。

一般会計補正予算（第 4 号）の説明は以上となります。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

では、議案第47号 令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）。令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億9,034万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 7 年 9 月 4 日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正と、5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7 ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額125万3,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

8 ページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

7 款 1 項 3 目保険給付費等交付金償還金、補正額125万3,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。22節償還金、利子及び割引料としまして保険給付費等交付金償還金125万3,000円の増となります。これは、事業確定による県負担分の前年度精算金となります。

国民健康保険特別会計は以上となります。

続きまして、議案第48号 令和7年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和7年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,044万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,044万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年9月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

6款1項5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額8万5,000円の増額です。こちらは、過年度介護保険料軽減事業繰入金の精算金となりまして、前年度の精算金として一般会計より繰入れすることとなります。

7款1項1目繰越金、補正額1,985万9,000円の増額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

8款2項1目雑入、補正額50万4,000円の増額です。説明欄を御覧ください。事業運営調整積立金（介護分）返還金としての増額補正となります。これは国保連が事業運営として積立てをしていたものが、令和6年の税制改正において介護保険者に返還するものとされたため、雑入として受け入れるものでございます。

続きまして、8ページ、歳出。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額32万2,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。22節償還金、利子及び割引料として、事務費補助金返還金で32万2,000円の増となります。これは事業費確定による前年度精算金の分となります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額993万4,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。24節積立金として、介護給付費準備基金積立金で993万4,000円の増となります。これは、前年度の保険料充当残を基金に積立てをするものでございます。

続いて、7款1項2目給付費償還金、補正額736万6,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。22節の償還金、利子及び割引料としまして給付費国庫負担金返還金で223万9,000円、給付費県負担金返還金として382万5,000円、給付費支払基金返還金で130万2,000円のそれぞれ増となります。これは、前年度給付費の精算金としてそれぞれ返還するものとなります。

続きまして、7款1項3目交付金償還金、補正額70万9,000円の増額となります。次ページの説明欄を御覧ください。22節償還金、利子及び割引料として地域支援国庫交付金返還金で28万6,000円、地域支援県交付金返還金で16万7,000円、地域支援支払基金返還金で25万6,000円のそれぞれ増となります。これは先ほど同様、前年度の精算金としてそれぞれ返還するものとなります。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額211万7,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。

27節繰出金として、一般会計過年度精算繰出金で211万7,000円の増となります。これは、前年度給付費の村負担金の精算により一般会計へ返還するものとなります。

介護保険特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

国保診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

失礼します。

議案第49号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,023万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年9月4日提出、東白川村長。

2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページ、歳入から説明いたします。

2. 歳入。

5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額180万円の増額。医療費備品購入に充当します。詳しくは歳出で説明をいたします。

6款1項1目繰越金、補正額1万5,000円の増額。前年度繰越金の増額ですが、収支のバランスを取るものです。

8款1項1目指定寄附金、補正額25万円の増額。3人の方から御寄附をいただいたものです。

8ページを御覧ください。

3. 歳出。

2款1項2目、医業費の医療管理費、補正額181万5,000円の増額。説明欄を御覧ください。医療事業、備品購入費で低周波・超音波治療器組合せ理学療法機器を購入するものです。8月の全協の際に説明をさせていただいた案件です。財源は医療設備等整備基金から180万円を充当します。

3款1項1目基金積立金、補正額25万円の増額。いただいた寄附金を医療設備等整備基金へ積み立てるものです。

国保診療所特別会計は以上です。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

続きまして、議案第50号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,364万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年9月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額252万4,000円の増額です。説明欄を御覧ください。一般会計繰入金(事務費分)ですが、一般会計の後期高齢者医療費の繰出金であります。子ども・子育て支援金のシステム改修補助金分で一般会計のほうより繰り入れることとなります。

5款2項1目雑入、補正額11万7,000円の増額です。説明欄を御覧ください。広域連合保健事業費負担金前年度精算還付金として、広域連合からの前年度精算分となります。

6款1項1目繰越金、補正額2,000円の増額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

8ページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額252万5,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。12節委託料として、後期高齢システム改修委託料となります。これは、先ほど来説明をさせていただいておりますとおり、子育て支援金制度に伴うシステム改修分となります。

4款1項2目償還金、補正額11万8,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。27節の繰出金、一般会計過年度精算の繰出金となります。歳入でも説明しましたとおり、広域連合からの前年度精算金分で一般会計へ返還するものとなります。

後期高齢者医療特別会計は以上となります。

○議長(安江健二君)

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長(辻 普稔君)

議案第51号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第1項営業収益1,110万円の減。

第2項営業外収益1,090万1,000円の増。

支出、第2款第1項営業費用19万9,000円の減。

第3条 予算第6条中「1,031万2,000円」を「1,011万3,000円」に改める。

第4条 予算第7条中「1億6,761万3,000円」を「1億7,778万2,000円」に改める。令和7年9月4日提出、東白川村長。

キャッシュ・フローも飛びまして、附属資料の次のページでございます。

補正予算実施計画明細書、収入、1款1項1目1節水道使用料1,110万円の減。これは物価高騰対策交付金で5か月分、交付金が来ますので、水道使用料の減でございます。

1款2項2目、1他会計補助金1,016万9,000円の増で、これは物価高騰対策交付金で他会計補助金が入りますので、その分が増えるということになります。

14目4節その他雑収益でございます。73万2,000円の増でございますが、7月上旬に前山配水池と陰地配水池の水位計が落雷に遭いまして、建物共済保険の保険料が入ってくるので増ということになります。

次のページで、裏側になります。

支出、2款1項5目、1の給料から4節の法定福利費までは4月の人事異動に伴う人件費の減と増になります。以上です。

続きまして、議案第52号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第2項営業外収益408万7,000円の減。

支出、第2款第1項営業費用408万7,000円の減。

第3条 予算第5条中「787万5,000円」を「178万8,000円」に改める。

第4条 予算第6条中「1,864万7,000円」を「1,456万円」に改める。令和7年9月4日提出、東白川村長。

キャッシュ・フローをめぐっていただきまして、附属資料の次のページでございます。

補正予算実施計画明細書、収入、1款2項2目1節他会計補助金408万7,000円の減でございます。これは、7月1日の職員の人事異動に伴う人件費の減でございます。

次のページでございます。

支出、2款1項2目18節修繕費、施設修繕費で平西集合型浄化槽のシーケンサーの施設修繕でございます。

4目1節の給料から5節の法定福利費引当金繰入額までは、7月1日の人事異動に伴う人件費の減額でございます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 樋口春市君。

○7 番（樋口春市君）

国保診療所の特別会計の 8 ページの 2 款 1 項 2 目の治療機器の購入でございますけれども、全協の折の説明では、新品で買うと 400 万、今度村が購入する予定のものは数回展示などで利用されていたものであるということでございます。大変程度のよいものだという説明でございましたけれども、180 万円でお得なことはいいんですが、数か月で故障を起こした場合の補償というのはどういうふうなものか、御説明をお願いします。

○議長（安江健二君）

国保診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

補償につきましては、半年のメーカー保証がつきます。新品の場合は 1 年ですので、その半分の保証がついている状態になります。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の 16 ページになりますけれども、2 款 1 項 12 目地方創生事業費で、地方版総合戦略推進事業ということで 115 万ほど今回出てきておるんですけれども、この辺りに有識者のお金が入ったり、費用弁償とか委託料ということで計上されているんですけど、これは当初予算じゃなしに、なぜこの補正で上がってきたかということの御説明をいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

この東白川村総合戦略については、次、この計画策定が第 3 期ということで、1 期が平成 27 年から令和元年まで、それから 2 期が令和 2 年から令和 6 年までということで現在切れておる格好になっておりますけれども、1 年延長が認められるということで、総務省のほうへお願いをしまして、現在 7 年度については 2 期分を延長させた状態で現在進行しております。

それで総合戦略、そもそもですけれども、1 期分のときに物販のシステムをつくったり、いろいろ交付金を充てるということで計画を全国的につくったものでございますけれども、2 期については効果検証のための有識者会議ということで、新しい事業はなかったのも、あまり重きを置いておらずに、7 年度について、3 期を本当は 6 年度に計画をするところを、重きを置いていなかったために遅らせておったというのがこれまでの経緯でございます。

それで、この総合戦略、もう一つの側面として企業版のふるさと納税がこの総合戦略の上に乗っておる寄附を受ける仕組みになります。それで、昨今新聞で可茂管内でも企業版ふるさと納税を受

けられたというような新聞記事が、お隣の市町でも新聞掲載がありますけれども、うちは現在これが受けられない状態になっておるということでございます。

それで、総務省に申請をしまして、承認をいただくためには、それを切れ目なく今後やっていこうと思いますと、令和8年4月当初から総合戦略が生きているということが前提になってきますので、何とかここをやりたいわけなんですけれども、もう一つ理由が、今日は議会でございますので、あまり企業名までは言えないんですけれども、この夏以降、夏に入りましてから、名古屋にあります東白川村に縁故のあります方が取締役会長そして社長をやっておられる方から、山林を、中国とか、そういったところの方に売れていってしまう、あるいは乱開発をされるために、それを防ぐために大型の寄附をしてもいい、あるいは買い取ってもいいというというようにお話をいただいまして、9月に入りましたらその企業さんへこちらから説明に上がって、企業版ふるさと納税もできるし、直接山林をお買い上げいただいて、森林組合でたくさん売り情報が出ておりますので、それを保全していただくのも結構なんですけれども、どちらかのやり方で、その企業の利益に合ったやり方ということで選択肢をお持ちしたいんですけれども、この企業版ふるさと納税がまだ成立していないために、なかなかその話を持っていくことができなかったために今回補正をさせていただいて、令和8年度当初から切れ目なくふるさと納税が受けられるような体制をつくりたいというものでございます。

本来であれば、これだけの説明でございますので、全協などで説明するとよかったかなあというふうに思っておりますけれども、こういった事情がございまして今回補正をさせていただきたいというものでございます。

その企業さんについては、企業版のふるさと納税をされるか、直接お買い求めいただくのか、まだお決めになっておらないので、その辺、申し添えさせていただきます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ちょっと裏話というか、何となく分かりました。これをすることによって、今日4番議員の質問にもありましたけど、ふるさと納税企業版については私以前一般質問もさせていただいておりますけれども、こういったことで幅が広がっていくということですので、これをやっていく価値というか、十分な説明をいただいたと思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

物価高騰対策重点支援事業について2点伺います。

簡易水道のほうなんですけど、さっき説明があった1,110万円が水道料基本料金の5か月分と言

われたわけなんですけど、全協資料のほうで開始が9月、終わりが3月と書いてあるんですが、それはいつからいつまでの状態でやられるかということと、もう一つの物価高騰事業の一般会計の17ページにある子育て世帯給食費支援事業のほうですが、これも保育園が77万5,000円、小学校192万5,000円、中学校126万円となっているものが、何か月間、いつからスタートするのかということをお教えください。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

4番議員の物価高騰の水道料金でございますが、5か月は9月20日の検針分が10月に当たりますので、9月20日から5か月分ですので、1月20日の検針分まで、2月分までということになります。以上でございます。

○議長（安江健二君）

教育課長補佐 今井宣之君。

○教育課長補佐（今井宣之君）

子育て世帯給食費支援事業ですけれども、小学校・中学校の部分について申し上げます。

小学校・中学校の給食費については、9月の徴収分から免除をさせていただいて、そこから1月分までの5か月分の免除ということで進めさせていただく予定です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

保育園のほうは分かりますか。

○議長（安江健二君）

教育課長補佐 今井宣之君。

○教育課長補佐（今井宣之君）

保育園ですけれども、保育園は年額で、保育園の主食費というのは大きい額ではないため、年額での免除をしています。以上です。

○議長（安江健二君）

そのほかに質問。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

今、4番議員のちょっと関連で質問をさせていただきます。

今回、この物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金ということで、この4つのメニューを全協で説明をいただいたわけなんですけど、いろいろなことに、物価高騰でいろいろなところに思いはあ

るんでしょうけど、いい4つを選択されたなあと思うんですが、コロナのときもあったんですが、水道料金とかケーブルテレビの使用料なんかは引き落としで、ずっと済んでしまって、ありがたみがあり感じられない場合もあるので、ぜひこれが承認された場合は、村に対して、村民に対して、こういった事業で皆さんのところに、こういったことのメリットがありますよという広報を強くしていただきたいと思いますが、この点についてお答えをいただきたいです。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

おっしゃるように、住民の皆さんによく理解をしていただいて、こちらから補助をさせていただくということの周知を徹底させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

そのほか質問。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ページは一般会計の15ページにあります、下のほうにある企画費一般のD I Yワークショップの部分と、同じ中身になろうかと思いますが、23ページにありますゲストハウスのリフォームと同じような事業だと思いますけど、ちょっと確認をしたいんですけど、先ほど説明の中で、寄附を受けた物件という冒頭がありました。ちょっと一般質問でもテーマにしている部分なんですけれども、寄附を受けた時点では、恐らく事業用資産ではなくて普通財産として活用するという目的であつたろうと思います。これもちょっと確認の答えをいただきたいと思います。

じゃあ、今度は明らかに事業名がついていることで、確実にこの場合は公用財産になると思います。公共用財産だと一般の人が自由に使えるような公民館の扱いになりますし、この場合は役場側が意図をもって使うという公用財産になると思いますので、寄附を受けた時点では一般普通財産として処理する予定の財産を、今回公用財産として目的として使用することとセットでこの事業が上がっているということによろしいかということをも確認したいと思います。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

お見込みのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

実は今回のこの件は、じゃあそういうことでよろしいとしまして、今後この事業目的を廃止した

ときに、実は簡単に普通財産化をして売り払うということが、ちょっとこのところ曖昧な部分があって、ただ一応調べますと、村長の権限の中に公用財産を一般財産化することはいいよという説もあります。ただし、考えていただきや分かりますけれども、公用財産として使う場合には、税金を充て込んで、これは議事録には残りますけれども、放送には流れませんのであえて言いますけれども、平の物件のように、公共財産だから金かけてくれといって何十万とお金かけたものが、議会に使用目的を廃止しますという説明もないまま普通財産化をして売られるというような経過は、僕としては、やっぱり議会に対して十分な説明をしてから次へ進むべき案件だったと思うというのがまず1つ。

それから今後のことなんですけど、実は今回、大分一般質問のために調べまして、行政財産のままですと借地借家法が適用されないんですけど、普通財産にしたものを貸し付けたりすると、土地を。そうすると30年間立ち退き不可能になるんです。だから、一般的には二度と公的に使わないと分かったところしか上を貸すのは危険だということが出ている。

そこまで研究なさっていないとしたら、実は公用財産として使った時点で、公用財産としての価値があるというのを議会にも説明した上で予算をつけているはずなんです。それを村長一存といったら、ちょっと村長には聞こえが悪いんですけど、議会と協議をしないで普通財産化をして、それを土地の上を貸し付けるということは、もしその土地をやっぱり有効だからみんなのために使いたいと思ったときに、どっちなんですかという話です。

要は、行政財産として土地を有効だとしたら、実は勝手に貸し付けたりしちゃいけないという。地方自治法は貸し付けたら駄目と書いてあるんですよ。逆に、貸し付けようと思ったら普通財産化しなきゃいけません。そうすると借家法が適用されて30年間立ち退き不可能になる。このことが、多分研究の上でなされていればいいんですけど、その研究が不十分である場合、もう済んでしまったことはどうしようもないので、今後かなり慎重になっていただく必要があるということを、ちょっと今後の姿勢をお答えいただいて、この部分に対する質問を終えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今回のこのゲストハウスについては、村長の意思も確認をしておりますけれども、当分といいますか、これから長い間ゲストハウスとして公用財産として活用していく予定でございますので、よろしくお願いします。

それから、それがもし用途廃止になりまして、普通財産に落として、それで民間の方にとというような事態になりましたときは、また評価委員会のほうで御相談を申し上げることになると思いますけれども、そのときは借地借家法などを覚悟してやらなきゃいけないということを教わりましたので、その辺も勉強させていただいて対処させていただきたいと思いますけれども、現時点ではそのような予定はございませんので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

そのほか質問。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一般会計の23ページの地域づくり推進費のところに、ふるさと回帰支援センター負担金というのが5万円出ております。本当に早速やっていただいてありがたいことですが、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ふるさと回帰支援センター、いつ入るって、それが4月なのか9月なのかいつでも入れるのか、その確認はされているのかということだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

ただいま4番議員さんから御質問ありましたふるさと回帰支援センターの会費につきましては、予算が通り次第、負担金を納めることで加入できるということになります。

参考までに、11月30日には岐阜県の移住・定住フェアが当施設でありますので、そのときにまた訪問することになっておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

ふるさと回帰支援センターに加盟することで、また地域、移住・定住が進むことになると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

そのほか質問。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

同じく23ページにあります地域産業活性化対策事業ということで、全協の折にもいろいろお話をさせていただきましたけれども、あのときにはちょっとこのアイデアが浮かばなかったのが、今ちょっとこんなふうにしていただけたらいいなあというのをちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどというよりも、一般質問の4番議員の質問の中でも、今後ふるさと納税を見切りで進めていくために、商品の魅力、要は地場産業の品物の魅力を上げていく必要がある。これは特にふるさと納税に限らず、一般的な産業物件として魅力を高める必要があるというようなお話があったので、まさにこの事業をそのまま当てはめるにはいい答弁だったというところをひっくるめまして、事業

計画がどうあるかという説明はある程度受けましたが、この事業について、ぜひともどんな成果があったかというのを必ず報告いただけないかという提案なんです。必ずこの事業単独で、こういう商品開発ができましたとか、こんな魅力的な商品ができました、もしくはこんな商品が魅力的だったので、こんな結果が出ましたみたいな事業報告をしていただけないかというのを、もしお約束していただければという質問をしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま6番議員さんから御質問のありましたふるさと納税事業につきましては、中間事業者が入っておりますので、中間事業者のほうで地域産品活性化コンサルティング委託業に関しましても、そういった形でふるさと納税が、特産品が今後とも東白川で成果がおっしゃるとおり見えてくるという形で、また事業者のほうから報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今、課長が答えていただいたんですけど、ふるさと納税事業の話ではなくて、地域産業活性化対策事業についてお答え願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

先ほど6番議員からふるさと納税事業についてということで話がありましたので、ふるさと納税事業につきましては、先ほど言いましたとおり、中間事業者が入っております、今、ふるさと納税のほうも実績として増えてきております。

また、先ほど後半の質問がありました地域活性化対策事業の中で見てありますコンサルティング委託料につきましては、商品、村内の特産品、また事業者のほう向けで今コンサルティング企画業務をやっておりますので、そういった形を全協の場で事業者から報告を受けたものを説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今、課長のほうから御説明しましたが、ふるさと納税のために同業者がやった仕事と、村内の産品の質を高めるために活動していただいた事業としっかり仕分をして、その使途、それから成果について分かるように全協などで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○議長（安江健二君）

そのほか質問。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

簡易水道の事業会計で、先ほどの説明の中で機器の落雷の保険金が入りますのでという歳入の説明があったんですけど、歳出については、もうほかの予算で済んでいるのか、何かほかの持っている維持管理のお金があるので、それでやれたのかということと、もうちょっとそのときの落雷のときの話を加えて説明いただけると。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

5 番議員さんの質問でございます。

簡易水道は、雷とか漏水対策に対しての修繕料を持っておりまして、それに対応してから共済保険の申請をするという形になりますので、実際終わってから歳入が入ってくるという形になります。以上です。

○議長（安江健二君）

その他、質問。

〔挙手する者あり〕

7 番 樋口春市君。

○7 番（樋口春市君）

一般会計の25ページ、8 款 1 項 1 目の官民協働の地域づくり支援事業というものでございますけれども、今年度既に久須見が前もってこの補助金を受けていると思います。これまでは1年に1地域が申込順で行われてきたものが、今年度でなくてはならなかったのか、今回の親田地域のこっちの支援ですね。その点についても、他の地域との公平性のこともございますので、しっかりとPRを地域にもされて、この補助金を上げられているのか、教えてください。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

官民協働の事業についての御質問でございます。

当初、この制度を発足した自体は、各地域からの要望がたくさんあったということもありますし、当初予算を立てる段階ではほかの予算との兼ね合いもあって、1年に1件というようなルールというか、予算査定の中で1年待ってもらって、順番、各地域がなるべく公平に実現していけるようにという時代がありました。

ところが昨今ですが、当初予算の時点ではないという年度もあったりして、若干様相が変わってきたという状況がございます。完全に交付要綱等で1年に1件しか駄目というふうにはなってございませんので、過去にも、令和5年度ですけど、当初予算はゼロであったんですけど、大沢墓地の整備を6月補正で250万余、そして泓墓地の整備を330万、9月補正でお認めをいただいて実施をした経緯もございます。

今回は井の平墓地の要望が5月にありまして、それからこの事業が適切かどうかを私も現地へ行って、村民の皆さん方の中で要望として適当だということで、ただ、面積、舗装をしたいということでしたので、そういったことを十分精査させていただいて、今回9月に上げさせていただくというふうにさせていただきました。

先ほど言いましたように、1年に1件というルールではなくて、要望があったのを精査して、緊急性というか、早く整備してあげたほうが地域の皆さんが喜ばれるということに、予算がついていければやっていきたいという考えで今後は実施をしまいきますので、また来年度については、1件、曲坂の墓地の要望は、要望として聞いておりますけれども、実施についてはもう少し後、多分令和8年度にはやってほしいというような具体的な計画をお聞きしていないと予算は出せませんので、そのつもりで今考えております。

まだ各地域で、この予算に合った事業等がございましたら、なるべく早めに担当課のほうへお申出をいただいて、その中で予算との兼ね合いを見ながら精査をしながら実行をしていきたいと、このように考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひこの事業を今後進めていっていただくためには、自治会長会議などの事あるごとに他の地域の皆さんにも周知していただきたいなあと。我慢をされている地域があるかもしれませんので、くれぐれもよろしくお願いをしておきます。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ちなみに、最初の4月の自治会長会議で補助金要望、一覧表をいつも出しておりますし、特に説明もさせていただいている部分もあるかと思います。今後、十分この事業を活用していただけるようにしてまいりたいと思います。

ちょっと別件を言いますが、この事業じゃなくても、まだまだ村民の方がそんな補助金あったのというのをよく聞かれます。例えば、うちのこのポイント事業なんかも知らずにおったみたいな話がありますので、これは関係する例えば商工の関係でしたら商工会さん、あるいは山・森林の関係でしたら森林組合さん、そういったところへも十分情報を下ろして、活用していただける補助金

は有効に活用いただけるよう今後も努力してまいりたいと、このように思っています。以上です。

○議長（安江健二君）

その他、質問。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の26ページになります。

9 款 1 項 3 目、先ほど課長の説明の中で、防災機器の修繕料ということで防災無線のということがありましたので、これが緊急性があるものなのか、現状そのまま何かしら問題があるままに置いてあるのか、本当に緊急性があれば専決なりで本当にやらないけなかったものなのか、ちょっと不明ですので、この件について詳細をお聞かせください。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

防災行政無線のUPS（無停電装置）でございますが、結構運用しておる中でブザーが鳴って、もういっぱいいっぱいの状況なんです。それで緊急性というか、この補正でお認めいただいて購入したいなというふうに考えているものです。以上です。

○議長（安江健二君）

その他の質問。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第52号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件について、一括して採決をいたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第52号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件については、原案のとおり可決をされました。

それでは、暫時休憩を行います。

約5分程度ということでよろしくお願いします。

午後2時05分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第21、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第53号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和7年9月4日、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称は、東白川村役場庁舎LED照明機器、数量一式、設置場所、東白川村神土平地内。

2. 取得の目的、庁舎照明機器について蛍光灯の製造等が禁止されるため及び経費の節約のため蛍光灯からLEDへの交換。

3. 取得の方法、指名競争入札。

4. 取得予定価格、1,628万円、ファイナンスリースの60回です。

5. 購入先、岐阜県岐阜市今嶺4丁目5番15号、株式会社キクテック岐阜支店。

6月議会定例会で債務負担行為の議決を得た案件でございます。8月19日に入札し、現在仮契約の状態です。東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例の規定により、財産の取得は、700万円以上のものは議会の議決が必要なため上程するものです。以上になります。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 財産の取得については、原案のとおり可決をされました。

◎同意第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第22、同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和7年9月4日提出、東白川村長。

記、氏名、クヤンスーミカ。生年月日、昭和47年〇〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村越原〇〇〇番地。任期、令和7年10月1日から令和11年9月30日。

推薦理由、任命理由を申し上げます。

今回、現教育委員であります大坪里香氏が今月末の任期満了をもって退任をされます。そこで、その後任としてクヤンスーミカ氏の任命を考え、同意をいただきたく提案をさせていただきます。

大坪里香氏には、令和3年10月から1期4年間教育委員を務めていただきました。教育委員の中に子供の保護者を入れるという規定があり、その規定に沿った形での任用でしたが、まさに保護者としての立場から村の教育行政に貴重な御指導や御意見をいただき、発展に大きく寄与してくださいました。この場で深く感謝をいたしたいと思います。

後任のクヤンスーミカ氏は、令和4年4月から家族で東白川に移住してみえました。フィンランド出身の大学職員のヨニ氏とお子さん3人の5人家族で、現在越原日向にお住まいでございます。静岡県出身で、結婚された後、家族で日本国内やフィンランドにも住んでみえましたが、ヨニさんの働き方を変えられるタイミングで住む場所として東白川村を選び、村の空き家バンク制度を活用して移住をされました。お子様が東白川の小・中学校に通われており、令和6年度には中学校の1年学年委員長と家庭教育学級長を務めてみえます。保護者として学校の教育活動に御協力いただいております。教育委員として務めていただければ、人格的にも優れておられますし、PTA活動などで身につけられた広い見識、他の地域での生活経験からの気づきなどを生かし、村の教育に様々

な御示唆をいただけるものと考えております。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第23、発議第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

発議第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

それでは、別紙の提出する意見書を読み上げさせていただきます。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害者となり得る地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題と言える。

冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広

範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証する機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、いわゆる「袴田事件」で再審無罪判決が確定し、さらに「福井女子中学生殺害事件」で再審無罪判決が言い渡された事実があり、これらは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和7年9月4日、東白川村議会議長 安江健二。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官様。

以上が提出する意見書の内容となります。令和7年9月4日提出。提出者、樋口春市、賛成者、安保泰男、同じく賛成者、今井美道。東白川村議会議長 安江健二様。

この意見書は、冤罪被害者の迅速な救済のため、現行の再審制度の課題を解決し、迅速な審理を実現することを目的にしたものです。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書については、原案のとおり可決をされました。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（安江健二君）

日程第24、認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

以下、特別会計4本についてを、本文を省略して議案名だけ朗読をします。

認定第2号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和6年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定については、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。令和7年9月4日提出、東白川村長。

認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定について、本文は省略をさせていただきます。

それでは、決算説明書の朗読をさせていただきます。

令和6年度決算説明

本日、東白川村議会第3回定例会に、令和6年度一般会計及び特別会計4会計、公営企業会計2会計の決算認定議案を提出し、令和6年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

令和6年度を振り返りますと、コロナ禍後の世界的な需要回復や世界情勢の変化による物価上昇が続きました。国による価格転嫁と賃上げの取組により、名目GDPは600兆円を超え、33年ぶりの高水準となった賃上げも実現しましたが、あらゆる品目の価格は上昇を続け、住民生活はもとより、企業活動などにも大きな影響を及ぼしました。低所得世帯は特に深刻な状況であることから、国は物価高対策の一環として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」による支援を行いました。本村でも、定額減税を補足する給付金を合わせた3,367万8,000円が交付され、低所得世帯に対する給付などを実施しました。

また、令和6年度も多くの自然災害が発生しました。台風や線状降水帯による豪雨災害が全国で発生し、特に石川県では能登半島地震に続く被災となりました。岩手県、山形県、山口県などでは大規模林野火災が発生し、多くの住民が被害に遭われています。また、8月には初の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）も発令されました。幸いにも、本村では大きな災害はありませんでしたが、平時からの備えの重要性を再認識しているところです。

ふるさと納税では、令和5年度に返礼品等の見直しを行ったことで、初の1億円超の御寄附を受けることができました。寄附者の皆様には心から感謝を申し上げるとともに、その使途については、寄附者の御意向に沿った活用をいたします。

議員の皆様をはじめ、村民各位の御理解と御協力により、大過なく1年を過ごせましたことに厚く感謝を申し上げます。

なお、各会計決算状況については、決算書記載のとおりです。

以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 一般会計

令和6年度の歳入決算額は36億2,507万9,000円、歳出決算額は33億4,374万3,000円であります。形式収支は2億8,133万6,000円であり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億6,700万円であります。

歳入のうち、自主財源の主体であります村税は、前年比3.8%減となる2億264万8,000円であり、徴収率は97.7%であります。滞納額は年度末時点で455万1,000円であり、また、令和6年度は17万5,000円の不納欠損処分を行っております。滞納額の減少に向け、より一層努力をしております。

分担金及び負担金は611万3,000円、使用料及び手数料は6,024万2,000円であり、どちらも対前年比で減少しております。

寄附金は、ふるさと思いやり基金指定寄附金の大幅な増加に伴い、前年比138.4%増となる1億4,075万9,000円となりました。

繰入金及び繰越金は、それぞれ3億5,233万2,000円、3億2,041万2,000円であります。

以上、自主財源の総額は、諸収入を含め11億6,484万2,000円であります。これは歳入全体の32.1%となります。

次に依存財源のうち、歳入全体の47.3%を占める地方交付税は、普通交付税が14億8,903万1,000円、特別交付税が2億2,731万3,000円であり、前年比2.4%増であります。

地方譲与税及び各種交付金は、前年比20.3%増の1億5,027万9,000円となりました。

国庫支出金は前年比16.8%増の1億8,925万円、県支出金は前年比37.6%増の2億3,436万5,000円となりました。このうち、県支出金は、トマト選果施設の更新に係る補助金の受入れによる増加となっております。

村債の新規発行額については、過疎対策事業債1億2,510万円、公共事業等債2,520万円などであり、臨時財政対策債を含めた全体では、前年比530万円減となる1億7,000万円となりました。

以上、依存財源の総額は24億6,023万7,000円であり、歳入全体の67.9%を占めております。

次に、歳出総額33億4,374万3,000円のうち、人件費は6億5,560万3,000円であり、歳出全体の約5分の1を占めています。補助費等は8億2,319万4,000円です。公営企業会計補助金やトマト選果施設の更新補助金、可茂消防事務組合分担金などとなっています。その他消費的経費として、物件費4億7,966万9,000円、扶助費1億3,322万7,000円、公債費4億3,237万5,000円などとなっています。このうち、公債費は、繰上償還額5,029万3,000円を含んでおります。

投資的経費については、普通建設事業費が前年比23.2%減となる2億176万円であります。これはCATVに係る各種設備更新が完了したことなどによるものです。なお、災害復旧費はありませんでした。

積立金は、ふるさと思いやり基金指定寄附金の増加により、前年比32.4%増となる3億8,391万2,000円であります。

以上が一般会計の決算概要です。

第2 国民健康保険特別会計

県が財政運営の責任主体となって7年目となる国民健康保険は、保険給付費に応じて県補助金が支出されています。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,822万3,000円となりました。

歳入では、前年度より459万2,000円少ない2億7,612万9,000円となりましたが、これは主に国民健康保険税の減少によるものです。保険税現年度分の収納率は99.0%で、前年比0.2%の減、過年度分の収納率は17.0%ですが、滞納額の割合で見ますと前年度対比で6.7%ほど増加しています。この滞納徴収事務については村税とともに引き続き収納率向上に努めてまいります。

歳出全体の56.2%を占める保険給付費は、前年度より1,113万6,000円少ない1億4,500万3,000円となり、歳出決算額は、前年度より211万8,000円多い2億5,790万5,000円となりました。

第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、令和6年度末で170人、前年度より3人減少しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,214万7,000円となりました。

歳出全体の82.0%を占める保険給付費は、施設介護サービス利用者が減少したことにより2億3,447万円の前年比0.5%の減となり、歳出決算額は前年度より432万円多い2億8,594万5,000円となりました。

第4 国保診療所特別会計

新築移転後6年目を迎えた診療所では、コロナ禍の影響を少なからず受けながらも、医師2名体制を継続するとともに皮膚科、産婦人科の専門外来、中部国際医療センター医師による月1回第2土曜日の休日診療も引き続き実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,955万5,000円、歳入決算額は、特別会計繰入金の増などにより1,033万4,000円多い2億7,303万7,000円で、歳出決算額は、人件費を含めた運営経費の高騰等により、前年度より927万4,000円多い2億5,348万2,000円となりました。

第5 後期高齢者医療特別会計

令和6年度末受給者数は、前年度末より6人減の591人となり、決算収支では、歳入歳出差引残額は771万円となりました。歳出決算額は、広域連合納付金等が増加したことにより、前年度より518万円多い6,071万円となりました。

第6 簡易水道事業会計

令和5年度より公営企業会計適用となり、企業会計として事業を実施しました。

老朽化した簡易水道機器の更新工事を、生活基盤施設耐震化等交付金事業補助金や簡易水道事業債を主な財源として実施し、曲坂水源系の老朽化機器のうち88%までの更新を終えました。

曲坂砂防事業に伴う水道管本設工事をはじめ、配水管路の漏水修繕等、施設の維持管理を行うことで、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。また、老朽化に伴う水道管耐震化工事をはじめ、今後も適切な施設更新に努めてまいります。

水道施設管理のうち取水施設、浄水施設、配水施設については外部委託により維持管理、運転管理を専従的に行う体制が整い、職員の負担軽減につながっております。引き続き、民間が持つ高い技術管理により水道水の安全性を高めながら、安定的な供給が行えるよう努めてまいります。

企業会計の決算収支では、当年度末処分利益剰余金が1,286万4,000円となりました。

第7 小規模集合排水処理事業会計

令和5年度より公営企業会計適用となり、企業会計として事業を実施しました。

宮代、平西、平中、平東の4地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行い、施設の適正管理に努め、企業会計の決算収支では当年度末処理欠損金の238万9,000円となりました。

第8 総括

以上、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

まず財政について、令和6年度決算に基づく健全化判断比率のうち実質公債費比率は、3か年平均15.4%となりました。直近の試算では、令和6年度単年で18%を超過し、令和7年度に起債許可団体となる3か年平均18%を超過する見込みでありましたが、国・県の指導により繰上償還を実施したことで、前年度15.8%から0.4ポイントの減少となっております。

以下、予算科目ごとに主な事業を報告してまいります。

まず、総務費では、準備をしてまいりました公共交通事業は、村内公共交通の新たな取組となる村内巡回バス「つちのこバス」を令和6年10月にスタートをすることができ、車両の運転ができない皆様の大切な移動手段となりました。

また、平成28年1月に交付が始まったマイナンバーカードは、令和3年10月より開始した出張申請受付サービス等を引き続き行い、普及促進と取得率の向上に努め、令和7年3月末で総交付率は86.3%となりました。

今後の村づくりにおいて中心的な役割を受け持つ集落支援機構は、令和6年度6人の会計年度任用職員と地域おこし協力隊1名が事務所に常駐し、地域支援、農業支援、空き家支援といった様々な活動を行いました。

地域情報化事業では、広報紙の発行やホームページ等による情報発信事業、CATV地上デジタル放送や高速インターネットサービスの事業を行っています。

このほかに、物価高騰対策として、国庫補助を活用した低所得者支援及び定額減税を補足する給付世帯への支援を行いました。

徴税费では、村税等の滞納額の増加抑制に努めるとともに、徴収率の向上に努めました。

民生費では、高齢者・障害者に対する個別相談や各種支援、せせらぎ荘の特殊浴槽の更新工事、食堂テーブルの購入、地域福祉車両の更新補助などを行いました。また、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、特に影響を受けている低所得世帯への支援として、低所得世帯（住民税非課税世帯）支援給付金事業を行いました。

次に、子育て支援分野では、全ての家庭が安心して子育てができ、子供たちが笑顔で成長するために、子育てする家庭に必要なサービスの提供として相談支援をはじめ、一時保育の利用、学童保育の提供など、家庭支援につながる充実したサービス提供に一層努力してきました。

さらに充実した子育て世代への支援として、令和5年度から、すくすく成長応援事業祝い金により小・中・高入学時の祝い金を支給、出産子育て給付金としてクーポン券の支給と相談を行い、妊娠期から切れ目のない支援を継続しています。令和6年度からは児童の養育が一時的に困難になった場合の子育て短期支援事業を開始し、さらなる児童福祉の向上、子育て支援を推進しています。

衛生費では、妊婦から高齢者まで幅広い年代の各種健診・予防接種のほか、下呂病院の嘱託医師による婦人科診療業務を引き続き行いました。

環境対策では、ごみの分別による資源化・減量化対策に努め、生ごみ処理機設置の補助や、地域づくり活動組織に河川景観保全事業の補助を行いました。

農業振興では、水田の保肥力向上及び化学肥料の低減や牛ふん堆肥等の活用を目的に、みのりの郷東白川の堆肥散布機「マニアスプレッダ」の購入支援を行いました。また、めぐみの農業協同組合のトマト選果施設は、建設当初から37年が経過して老朽化が進んでいましたので、国・県の補助事業の採択を受けて建屋と選果機の更新支援を行いました。茶業では、3年間の継続事業「茶業経営改善支援事業」の2年目となる茶工場での荒茶の加工賃補助を行いました。集落営農組合支援事業では、越原下地域の集落営農組合の設立に向けた支援を行い、曲坂、日向、陰地を対象とした「ファームこしはら集落営農組合」が新たに設立されました。

農地費では、県単土地改良事業にて基幹農道五葉・神付線舗装修繕工事を、県営中山間地域農業農村総合整備事業にて、加舎尾農地防災工事、陰地中用水路等の測量を行いました。また、県営基

幹農道整備事業にて、第3工区の工事を前年度に引き続き行いました。

林業振興では、森林環境譲与税は前年度より1,192万9,000円多い4,376万1,000円が譲与されたので、基金を活用して林業活性化担い手育成事業など様々な林業施策を実施しました。新しい事業として子供たちに木材のぬくもりを感じてもらい、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的に木育製品の購入や中川原水辺公園に木製遊具を設置しました。また、本村で全国木のまちサミットを開催し、森林資源の重要性と持続可能な森林経営の実現に向けた取組を発信することができました。治山事業では、上田谷の流路工整備工事を実施し災害リスクの解消に努めました。

商工振興では、つちのこメンバーズカードの商品券事業やプレミアム付商品券発行事業、フォレストスタイル事業などの推進により、地域産業の活性化に努めました。また、移住・定住事業では、新たに空き家バンク14件を登録して、空き家の利活用と人口対策を目的に事業を推進しました。ふるさと納税事業では、魅力ある返礼品を増やしポータルサイトを充実することで、ふるさと思いやり基金指定寄附金は、前年度より約8,184万円多い約1億3,935万円の寄附額となりました。

土木管理費では、日向、大沢地区の一部の地籍調査を実施し、進捗率が51%となりました。

道路橋梁維持費では、国の制度事業を活用し、防災安全交付金にて沢尻線路面修繕工事を昨年度に引き続き実施しました。緊急自然災害防止対策事業では、大沢柏本線落石対策工事、前山線のり面防災対策工事を実施しました。道路メンテナンス補助事業では、宮洞橋補修工事を実施しました。交通安全対策（通学路緊急対策）事業にて、木屋下線道路改良工事、上親田線道路改良工事と上親田線落石対策工事を実施しました。

村営住宅管理では、施設の維持修繕を行い、良好な居住環境の維持に努めました。

学校教育では、令和9年度の義務教育学校開校に向けた準備に取りかかり、学校を改修するための基本設計を行うとともに、「東白川村義務教育学校設立準備委員会」を設置し、施設整備計画や通学方法の検討を中心に協議を進めました。

教育ICTでは、タブレット端末が1人1台となり、授業において最大限の活用を図るとともに、さらなる教育現場での活用について研究を進めています。施設面では、小学校施設を中心に軽微な修繕を実施し、施設の長寿命化に努めました。

社会教育分野では、公民館講座や二十歳を祝う会などの各種行事を開催し、保健体育分野では、生涯スポーツの普及に努め、新たなスポーツの普及促進に向けた体験会を開催し、住民がスポーツに触れる機会を増やすことに努めました。

今後も生涯学習分野の活動のさらなる活性化を図り、住民に多様な教育の機会を提供できるよう努めてまいります。

次に、国保診療所では、年間通じての外来患者数は351人の減、老健利用者数は27人の増となりました。猛威を振るったコロナ感染症は5類へと移行しましたが、感染対策を継続して診療所・老健施設の運営に努めました。今後も村民の皆様に安心して通院していただける「頼れる村の診療所」を目指し、職員一丸となって努めてまいります。

以上、限られた予算の中で効率的な行財政運営ができましたことは、議会をはじめ、国・県当局

の御指導、村内諸団体並びに村民の皆様の御理解と御協力、さらには職員各位の不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げ、決算説明といたします。令和7年9月4日、東白川村長。

御清聴ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

会計管理者 田口こず江さん。

○会計管理者（田口こず江君）

それでは、別冊の令和6年度東白川村決算書の読み上げをさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。

令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、以下、収入済額のみを報告させていただきます。

1 款村税、収入済額 2 億264万8,429円。

2 款地方譲与税7,255万9,000円。

3 款利子割交付金 8 万8,000円。

4 款配当割交付金192万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金247万2,000円。

6 款地方消費税交付金5,405万3,000円。

7 款環境性能割交付金499万630円。

4 ページを御覧ください。

8 款地方特例交付金891万円。

9 款法人事業税交付金528万5,000円。

10 款地方交付税17億1,634万4,000円。

11 款分担金及び負担金611万2,773円。

12 款使用料及び手数料6,024万2,042円。

13 款国庫支出金 1 億8,924万9,664円。

14 款県支出金 2 億3,436万4,738円。

6 ページを御覧ください。

15 款財産収入1,633万365円。

16 款寄附金 1 億4,075万8,512円。

17 款繰入金 3 億5,233万2,139円。

18 款繰越金 3 億2,041万2,109円。

19 款諸収入6,600万5,959円。

20 款村債 1 億7,000万円。

歳入合計36億2,507万9,360円。

続きまして8ページ、歳出になります。

以下、支出済額のみ報告させていただきます。

1 款議会費3,632万6,988円。

2 款総務費 7 億8,347万6,049円。

3 款民生費 4 億8,470万6,050円。

4 款衛生費 4 億2,340万3,906円。

6 款農林水産業費 4 億7,258万1,462円。

7 款商工費 2 億 7 万8,300円。

8 款土木費 2 億571万988円。

9 款消防費9,688万8,108円。

10ページを御覧ください。

10款教育費 2 億818万2,686円。

12款公債費 4 億3,238万8,613円。

14款予備費はありません。

支出済額の合計33億4,374万3,150円でした。

歳入歳出差引残額 2 億8,133万6,210円。

令和7年9月4日提出、東白川村長。

12ページを御覧ください。

左上の差引残額は省略させていただきます。

このページの全体の流れですが、まず上段のところで、提出した事項となります。

中段のところで、審査に付した事項となります。

下段のところで、承認をされた事項となります。

次に、国民健康保険特別会計です。

14ページを御覧ください。

令和6年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款国民健康保険税、収入済額5,646万8,580円。

3 款県支出金 1 億6,849万184円。

4 款財産収入57円。

5 款繰入金2,464万8,783円。

6 款繰越金2,493万3,922円。

7 款諸収入3,900円。

8 款公債費はありません。

9 款国庫支出金158万4,000円。

歳入合計 2 億7,612万9,426円。

16ページを御覧ください。

歳出となります。

以下、支出済額のみを報告させていただきます。

1 款総務費1,120万6,858円。

2 款保険給付費 1 億4,500万3,564円。

3 款国民健康保険事業費納付金7,655万1,328円。

4 款財政安定化基金拠出金はありません。

5 款保健事業費186万2,886円。

6 款基金積立金500万1,000円。

7 款諸支出金1,828万281円。

8 款予備費はありません。

18ページを御覧ください。

歳出合計 2 億5,790万5,917円。

歳入歳出差引残額1,822万3,509円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、東白川村長。

次に、20ページをお願いします。

このページについては省略をさせていただきます。

次に、介護保険特別会計です。

22ページを御覧ください。

令和 6 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款保険料、収入済額4,920万9,700円。

3 款国庫支出金7,920万3,951円。

4 款支払基金交付金6,839万4,000円。

5 款県支出金3,857万9,484円。

6 款繰入金4,292万500円。

7 款繰越金3,931万4,847円。

8 款諸収入46万7,240円。

10款財産収入3,206円。

24ページを御覧ください。

歳入合計 3 億1,809万2,928円。

26ページを御覧ください。

歳出となります。

1 款総務費689万4,866円。

2 款保険給付費 2 億3,447万411円。

4 款基金積立金947万円。

5 款地域支援事業費1,678万4,080円。

6 款公債費はありません。

7 款諸支出金1,832万6,427円。

28ページを御覧ください。

8 款予備費はありません。

歳出合計 2 億8,594万5,784円。

歳入歳出差引残額3,214万7,144円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、東白川村長。

30ページは省略させていただきます。

次に、国保診療所特別会計です。

32ページを御覧ください。

令和 6 年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額 1 億3,738万106円。

2 款使用料及び手数料66万1,982円。

3 款県支出金32万1,500円。

4 款財産収入64円。

5 款繰入金 1 億1,344万8,000円。

6 款繰越金1,849万4,926円。

7 款諸収入208万293円。

8 款寄附金65万円。

34ページを御覧ください。

歳入合計 2 億7,303万6,871円。

36ページを御覧ください。

歳出となります。

1 款総務費3,934万7,360円。

2 款医業費 2 億1,269万8,607円。

3 款基金積立金65万円。

4 款公債費78万5,792円。

5 款予備費はありません。

歳出合計 2 億5,348万1,759円。

歳入歳出差引残額1,955万5,112円。

令和 7 年 9 月 4 日提出、東白川村長。

38ページは省略させていただきます。

続いて、後期高齢者医療特別会計です。

40ページを御覧ください。

令和 6 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料3,155万7,600円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金721万4,346円。

4 款繰入金2,078万6,685円。

5 款諸収入12万8,626円。

6 款繰越金872万4,667円。

歳入合計6,841万1,924円。

42ページを御覧ください。

歳出となります。

1 款総務費97万3,042円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金5,156万373円。

3 款保健事業費804万4,865円。

4 款諸支出金12万8,626円。

5 款予備費はありません。

歳出合計6,070万6,906円。

歳入歳出差引残額770万5,018円。

令和7年9月4日提出、東白川村長。

44ページは省略させていただきます。

続きまして、別冊の令和6年度簡易水道事業会計決算書を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

令和6年度決算報告書。

第3条予算で収益的收入及び支出ですが、収益的收入、第1款簡易水道事業収益の決算額2億2,326万4,430円。予算額に比べ314万7,430円の増となりました。

収益的支出、第1款簡易水道事業費用、決算額2億1,552万4,195円となりました。

2 ページを御覧ください。

第4条予算となります。

資本的收入及び支出ですが、収入、第1款資本的收入の決算額1億4,934万686円、予算額に比べて723万7,314円の減となりました。

支出、第1款資本的支出の決算額2億2,302万5,276円となりました。

資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額7,361万4,590円は、当該年度損益勘定留保資金から補填しました。

3 ページ以降については省略をさせていただきます。

続きまして、別冊の令和6年度小規模集合排水処理事業会計決算書を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

令和6年度決算報告書。

第3条予算の収益的收入及び支出です。

収益的収入、第1款小規模集合排水処理事業収益の決算額2,150万1,889円、予算額に比べ280万4,111円の減となりました。

支出、第1款小規模集合排水処理事業費用の決算額2,393万8,810円となりました。

2ページを御覧ください。

第4条予算となります。

資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入の決算額402万8,000円、予算額に比べて増減ゼロとなりました。

支出、第1款資本的支出の決算額835万5,999円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432万7,999円は、当該年度損益勘定留保資金から補填しました。

3ページ以降につきましては省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

本件につきまして、監査委員の決算審査結果及び意見についての報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和6年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和6年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和7年9月4日提出、東白川村監査委員 安江裕尚、東白川村監査委員 安江真治。東白川村長 今井俊郎様。

別冊で決算審査意見書ををお願いをしたいと思います。

朗読させていただきます。

1ページ目からお願いします。

令和6年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 令和6年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 令和7年8月20日、21日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定期監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査をしました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

(1) 決算規模。令和6年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額45億6,075万509円、歳出決算総額42億178万3,516円、一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳。一般会計、歳入36億2,507万9,360円、歳出33億4,374万3,150円、差引残高2億8,133万6,210円の増。特別会計、歳入9億3,567万1,149円、歳出8億5,804万366円、差引残高7,763万783円の増。合計、歳入45億6,075万509円、歳出42億178万3,516円、差引残高3億5,896万6,993円増。

2ページ目をお願いします。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況。各会計歳入総額、令和6年度、45億6,075万509円、令和5年度、43億8,442万7,783円、増減額1億7,632万2,726円の増。各会計歳出総額、令和6年度、42億178万3,516円、令和5年度、39億7,254万7,312円、増減額2億2,923万6,204円の増。差引総額の合計です。令和6年度、3億5,896万6,993円、令和5年度、4億1,188万471円、増減額5,291万3,478円の減。

(2) 決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況。区分、一般会計、形式収支2億8,133万6,210円、翌年度へ繰越しすべき財源1,433万6,000円、実質収支2億6,700万210円、単年度収支4,228万9,899円の減。次、国民健康保険特別会計、形式収支1,822万3,509円、実質収支、同じく1,822万3,509円、単年度収支671万413円の減。介護保険特別会計、形式収支3,214万7,144円、実質収支、同額で3,214万7,144円、単年度収支716万7,703円の減。国保診療所特別会計、形式収支1,955万5,112円、実質収支も同額で1,955万5,112円、単年度収支106万186円の増。後期高齢者医療特別会計、形式収支770万5,018円、実質収支も同額で770万5,018円、単年度収支101万9,649円の減。

合計、形式収支3億5,896万6,993円、翌年度へ繰越しすべき財源1,433万6,000円、実質収支3億4,463万993円、単年度収支5,612万7,478円の減。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支3億5,896万6,993円の黒字。実質収支3億4,463万993円の黒字。単年度収支5,612万7,478円の赤字。

(3) むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

令和6年度の一般会計と特別会計を合わせた実質収支は、前述のとおり前年と比較して5,612万7,000円の減の3億4,463万1,000円となっています。理由は、昨年度の繰越金が少なかったことが主な要因と思われます。

一般会計歳出の不用額は5,898万4,000円ですが、前年度と比較しますと1,081万7,000円少なく、適正に予算が見積もられたと評価します。

今年度は、財政調整基金に1億5,000万円の積立てをされました。近年はゲリラ豪雨の発生により各地で災害が発生しております。災害が発生すると多額の経費の支出が必要となりますので、不測の事態に備え、積立てはよいことだと評価します。

昨年度の実質公債費比率は15.8%で、前年度と比較して1.0ポイント悪化しておりましたが、令和6年度は5,000万の村債繰上償還により15.4%となり、0.4ポイント改善されました。引き続き適正な財政運営をお願いします。

また、将来負担比率は、前年度と比較して24ポイント低い8.6%となっています。

村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせて901万5,000円あります。前年度と比較すると211万9,000円減少しており、大口滞納者の納付もありました。また、収納率も前年度より高くなり、徴収に努力されていることを評価します。

各会計の滞納額は下記のとおりです。

令和6年度だけ読み上げます。

一般会計558万6,621円、国民健康保険特別会計335万5,490円、介護保険特別会計5万2,500円、国保診療所特別会計はゼロ、後期高齢者医療特別会計2万700円、計901万5,311円。

また、当年度中に村税、CATV使用料、介護保険料で約36万8,000円不納欠損処分がされています。法に照らし合わせ適切な処理が必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないよう今後も一層の努力をお願いします。

次に、令和6年度の決算審査で気づいたことを申し上げます。

工事及び委託事業については適正に管理されていました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は適切に処理されていました。

事務処理で二重調定されていたので、調定時には確認をして処理をお願いいたします。

次、4ページです。

ふるさと納税事業では、令和6年度寄附金が1億3,934万7,000円増加しております。基金の積立てができ、今後もふるさと納税の増額に期待します。

森林環境譲与税の使途について、関連する事業に配分され、今後も幅広い活用をお願いいたします。

結びに、新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越え、正常化が進む中、回復し、今後限られた財源の中で様々な行政課題に取り組むためには、創意と工夫、事業の精査と見直し等により効果的かつ効率的な行政運営が望まれます。

第6次東白川村総合計画に掲げる、村の「目指すべき将来像」を確実なものとするよう、政策の着実な推進を図り、もって住民福祉の向上に向けたなお一層の努力に期待し、決算審査意見とします。

続きまして、5ページ目の令和6年度東白川村簡易水道事業会計決算審査意見書。

6ページをお願いします。

第1．審査の概要。

1．審査の期間と場所。

1．期間、令和7年8月20日、21日。

2．場所、東白川村役場本館3階会議室。

2. 審査の方法。

決算報告書及び附属書類について、地方公営企業法に基づいて作成されているかを確認し、会計帳票、証拠書類と照合するとともに関係職員から説明を聴取し、通常実施すべき審査手続を実施しました。

第2. 審査の結果。

決算報告書及び附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であると認めました。

1. 総括。

令和6年度における簡易水道事業会計決算のうち3条決算の収益的収支は、収入は2億2,326万4,000円、支出は2億1,552万4,000円で、差引き774万円の利益が生じている一方、4条決算の資本的収支は、収入が1億4,934万1,000円、支出は2億2,302万5,000円で、差引き7,368万4,000円の不足が生じており、不足額については損益勘定留保資金等で補填されています。

簡易水道施設の機器更新を計画的に実施している一方、老朽化に伴う管路の布設替えや基幹管路の耐震化が計画的に実施されています。今後も村民に安全・安心な水を安定供給するため、簡易水道施設及び管路の適切な更新を実施していただくようお願いします。

簡易水道事業会計の予算措置、執行及び会計手続等は適切であったと認めます。

次、7ページをお願いします。

令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計決算審査意見書。

8ページです。

第1. 審査の概要。

1. 審査の期間と場所。

1. 期間、令和7年8月20日、21日。

2. 場所、東白川村役場本館3階会議室。

2. 審査の方法。

決算報告書及び附属書類について、地方公営企業法に基づいて作成されているかを確認し、会計帳票、証拠書類と照合するとともに関係職員から説明を聴取し、通常実施すべき審査手続を実施しました。

第2. 審査の結果。

決算報告書及び附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であると認めました。

1. 総括。

令和6年度における小規模集合排水処理事業会計決算のうち第3条決算の収益的収支は、収入2,150万2,000円、支出は2,393万9,000円で、差引き243万7,000円の不足額が生じています。

また、4条決算の資本的収支は、収入が402万8,000円、支出は835万6,000円で、差引き432万8,000円の不足が生じており、不足額については損益勘定留保資金等で補填されています。

小規模集合排水処理施設については、維持管理を主として運営、管理が行われている。対象地区における利用者が緩やかではあるものの減少傾向にあるが、引き続き適切な施設管理に努めていただくようお願いします。

小規模集合排水処理事業会計の予算措置、執行及び会計手続等は適切であったと認めます。以上です。

○議長（安江健二君）

お諮りします。明日５日は全員協議会の開催のため、また６日と７日の２日間は議案調査のため休会としたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、５日は全員協議会の開催、また６日と７日の２日間は休会することに決定をしました。

明日５日の全員協議会は午前９時３０分から協議会室にて、また８日の本会議は午前９時３０分から会議を開きますので、よろしくお願いします。

それでは、本日はこれで延会とします。

午後３時２４分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

